

山梨県文化芸術推進基本計画

山梨県

令和2年3月

はじめに



本県には、世界文化遺産に登録された富士山、豊かな歴史や風土に培われてきた食文化、地域に根ざした民俗芸能、生活の中で育まれてきた伝統工芸など数多くの魅力的な文化芸術があります。これらは、本県の先人達が守り、伝えてきたものであり、県民にとって誇りであるとともに、次代に継承していかなければならないものであります。

一方、少子高齢化の進行やグローバル化の進展など社会状況が著しく変化する中、国においては、「文化芸術基本法」に基づき、観光、産業などの各関連分野における施策との連携を図り、文化芸術により生み出される様々な価値を活用しながら、文化芸術の施策を推進していくこととしています。

こうしたことから、県では、平成30年12月、「山梨県文化芸術基本条例」を制定し、この度、同条例に基づき、文化芸術の振興及び文化芸術により生み出される価値の活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「山梨県文化芸術推進基本計画」を策定しました。この計画では、文化芸術の振興による豊かで活力ある地域社会を目指すべき姿勢とし、文化芸術が活力を生み出す「地域づくり」、県民誰もが文化芸術に親しめる「環境づくり」、山梨の文化芸術を育む「人づくり」を3つの基本方針としています。

文化芸術は人々の心の豊かさや交流を生み出し、活力ある社会を構築する貴重な資産であり、その活用は本県において非常に重要な施策であります。県民の皆様が生涯を通じて文化芸術に親しむことで、一人ひとりの人生を豊かにし、また、文化芸術を観光や産業などと有機的に連携させ、活かすことにより、地域の活力の向上、ひいては県経済の活性化につなげて参ります。

『県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし』の実現に向けて、本計画を推進し、更なる文化芸術の振興に取り組んで参りますので、今後とも御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和2年3月

山梨県知事 長崎 幸太郎

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
第2章 文化芸術を取り巻く状況	3
1 社会情勢の変化	3
2 山梨県のこれまでの取り組み	10
3 山梨県の現状と課題	20
第3章 計画の基本的な考え方	24
1 目指すべき姿	24
2 基本方針	24
3 施策体系	26
第4章 施策の内容	28
基本方針1 文化芸術が活力を生み出す地域づくり	28
基本方針2 県民誰もが文化芸術に親しめる環境づくり	33
基本方針3 山梨の文化芸術を育む人づくり	38
第5章 計画の推進体制等	42
1 推進体制	42
2 計画の目標	42
3 進行管理	44
資料編	45

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

文化芸術は、人々の高度な精神活動の産物であり、文化芸術活動は、人が自己の可能性を最大限に発揮して自分らしく豊かに生きるために大切なものといえます。

また、異なる価値観を持つ個人からなる多様な社会において、文化芸術は、人々の相互理解をもたらし、人と人をつなぐ架け橋となり、和やかで潤いのある社会生活を実現するために重要なよりどころとなるものです。

少子高齢化の進行や、グローバル化の進展、情報通信技術の急速な進展など、我が国の文化芸術を取り巻く状況が著しく変化する中で、文化芸術による活力ある地域社会を実現するための総合的な文化芸術施策の展開が一層求められています。

また、今後開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあり、本大会は我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会でもあります。

国は、こうした状況を捉え、平成29年(2017年)6月に「文化芸術基本法」を施行し、文化芸術そのものの振興に加え、観光やまちづくり、産業等の関連施策を新たに法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の継承、発展及び創造に活用する取り組みを進めています。

本県には、富士山や八ヶ岳をはじめとする豊かな自然や歴史、風土に育まれた伝統的な食文化、長い歴史の中で地場産業として発展してきた織物やジュエリー、伝統工芸など、特色ある文化芸術が数多くあることから、本県の魅力ある文化芸術を後世に伝えるとともに、文化芸術を活かした地域や経済の活性化などに繋げるため、観光や産業、まちづくり、国際交流等幅広い関連分野と連携した総合的な施策の展開が重要であります。

こうした状況を踏まえ、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現並びに県経済の活性化に向けて取り組んでいくことを目的に、文化芸術の振興等に関する基本理念や県の責務、文化芸術の振興等に関する施策の基本となる事項等を定めた「山梨県

文化芸術基本条例」(以下「基本条例」という。)を平成30年(2018年)12月に制定しました。

本基本条例に基づき、本県の文化芸術の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「山梨県文化芸術推進基本計画」(以下「計画」という。)を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、基本条例第25条に規定する文化芸術の振興等に関する基本的な計画として定めるとともに、「文化芸術基本法」第7条の2に規定する地方文化芸術推進基本計画として位置付けるものとします。

また、本計画は「山梨県総合計画」の部門計画として位置付けています。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年(2020年)度から令和6年(2024年)度までの5年間とします。

第2章 文化芸術を取り巻く状況

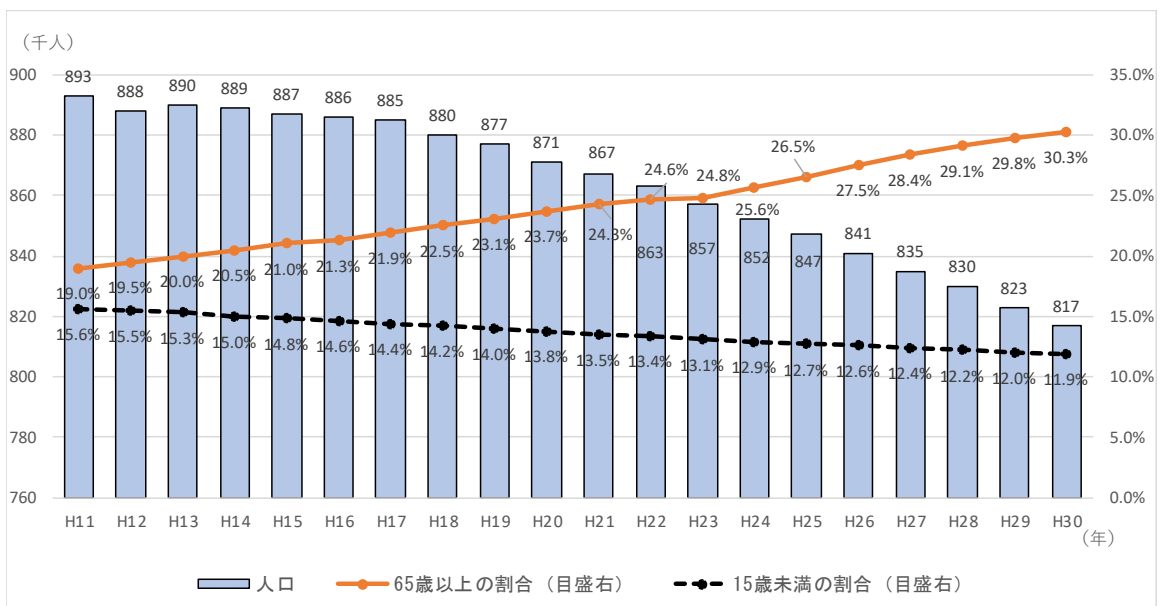
1 社会情勢の変化

(1) 少子高齢化の進行

全国的な人口減少と東京への一極集中が進む中で、本県の総人口は、平成30年(2018年)においては約81万人となり、平成11年(1999年)の約89万人をピークに、平成14年(2002年)以降17年連続で減少しています。特に、平成30年(2018年)における本県の総人口に対する年少人口(15歳未満)が占める割合は11.9%となっている一方で、高齢者人口(65歳以上)が占める割合は30.3%となるなど、少子高齢化が加速しています。

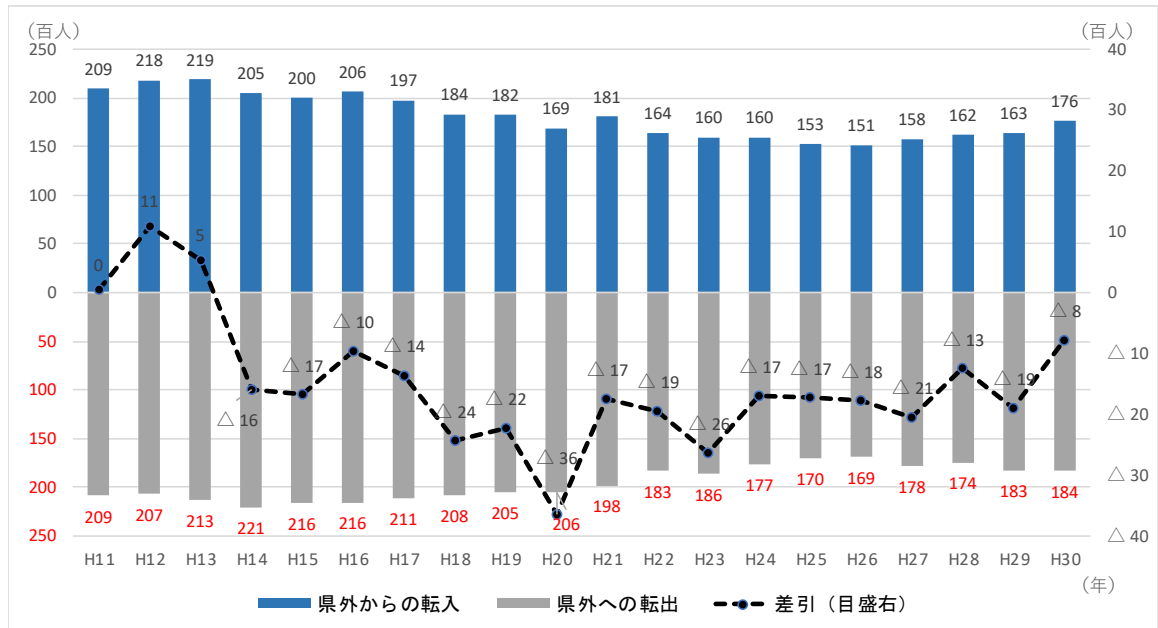
また、平成30年(2018年)の県外からの転入者17,584人に対し、県外への転出者は18,366人であり、782人の社会減となりました。これは、平成14年(2002年)以降連続しており、その減少幅は縮小したものの、依然として特に東京圏を中心とした県外への人口流出が続いています。

山梨県の人口の推移



出典: 総務省人口推計

県外移動における転入・転出



出典:山梨県常住人口調査

(2) グローバル化・情報通信技術の進展

技術革新は産業分野のみならず、私たちの生活環境に大きな影響を及ぼしています。グローバル化の進展は、文化芸術の分野の広がりや多様性をもたらす一方で、地域への関心の希薄化などが生じています。

情報通信技術 (ICT) が進展し、特にスマートフォンなどの情報通信機器の普及により、いつでも、どこでも、容易に情報を得られ、コミュニケーションツールも多様化した高度情報化社会の到来は、文化芸術の鑑賞方法や発信方法にも影響を及ぼしています。

また、VR(仮想現実)¹や AR(拡張現実)²等の最先端の情報通信技術を活用した、文化芸術の付加価値化の取り組みが進んでいます。

¹ コンピュータ上に CG 等で人工的な環境を作り出し、あたかもそこにいるかのような感覚を体験できる技術のこと。Virtual Reality。

² 現実空間にコンピュータによる付加情報を表示させて、現実世界を拡張する技術のこと。Augmented Reality。



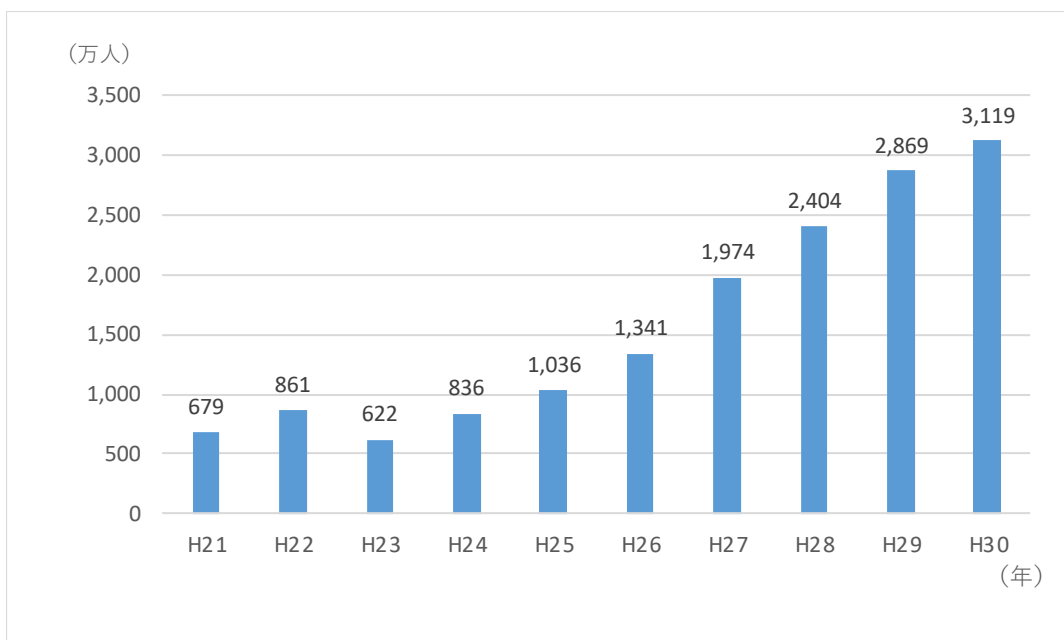
富士山世界遺産センター アプリ「ふじめぐり」

(3) インバウンド観光の増加

日本を訪れる外国人旅行者数は、平成30年(2018年)に初めて3,000万人を突破し3,119万人(対前年比108.7%)となり、6年連続で過去最高を更新しています。本県の外国人延べ宿泊者数も平成30年(2018年)には196万1千人泊(対前年比121.9%)と過去最高となっており、平成23年(2011年)の25万人泊の約7.8倍となっています。

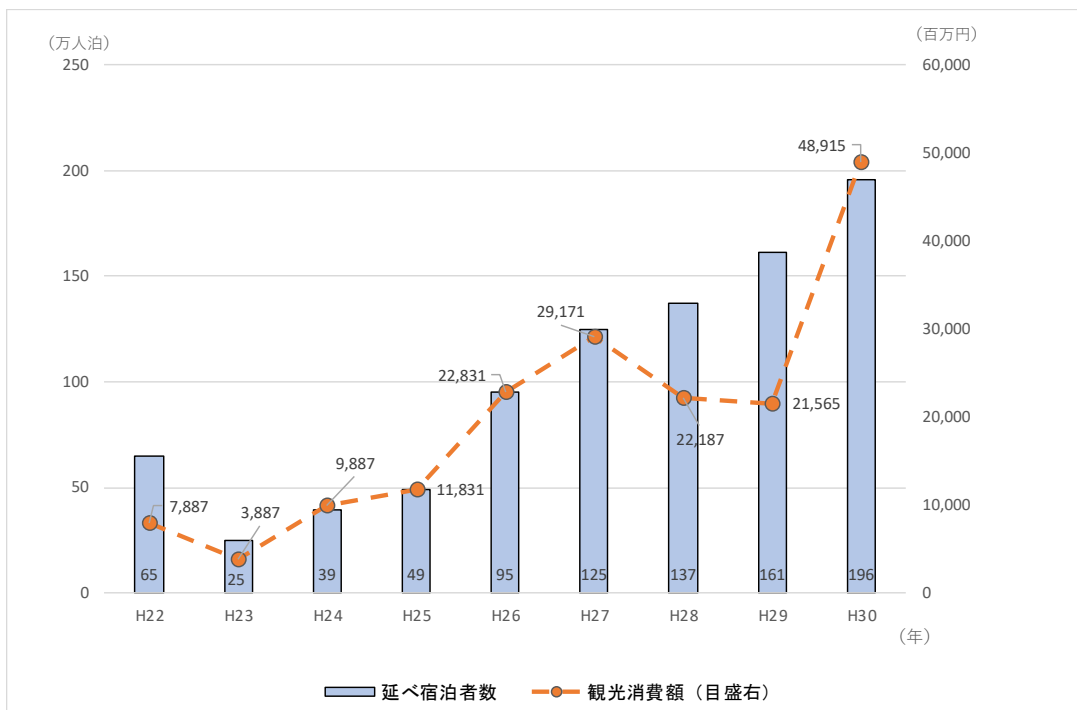
また、本県の訪日外国人の観光消費額は、平成29年(2017年)は216億円だったのに対し、平成30年(2018年)には489億円(対前年比226.8%)と大幅に増加しています。

訪日外客数



出典：日本政府観光局(JNTO)

県内外国人延べ宿泊者数と訪日外国人観光消費額



出典：山梨県観光入込客統計調査、観光庁宿泊旅行統計調査

(4) 文化芸術基本法の改正

「文化芸術振興基本法」が平成13年(2001年)に成立してから16年が経過し、この間、少子高齢化の進行やグローバル化の進展など社会状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術施策の展開が求められるとともに、今後開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会において我が国の文化芸術の価値を世界へ発信し、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していくため、平成29年(2017年)6月に「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」として公布・施行されました。

今般の改正では、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に繋げていくことの重要性が明記されました。

この改正の趣旨にのっとり、「文化芸術基本法」第7条に基づいて平成30年(2018年)3月に「文化芸術推進基本計画(第1期)」が閣議決定されました。これにより、今後の文化芸術施策の目指すべき姿や、今後5年間(平成30年(2018年)度～令和4年(2022年)度)の文化芸術施策の基本的な方向性が示されました。

また、この改正により、地方公共団体においては「文化芸術推進基本計画」を参酌し、「地方文化芸術推進基本計画」を定めるよう努めるものとされました。

(5) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行

近年、障害福祉分野と文化芸術分野の双方から障害者による文化芸術活動の機運が高まり、障害者による文化芸術活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が、平成30年(2018年)6月に公布・施行されました。

法律には、障害者による文化芸術活動の幅広い促進、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援の強化、文化芸術活動を通じた交流等の促進などが

基本理念として掲げられており、地方公共団体においても、障害者の文化芸術活動を推進するため、地域の特性に応じた施策の実施が求められています。

(6) 文化財保護法の改正

過疎化や少子高齢化等による文化財の担い手不足の問題や、地域主体の文化財の掘り起こしやまちづくりへの活用機運の高まりを受けて、これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財の継承の担い手を確保し、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的として、平成30年(2018年)6月に「文化財保護法」が一部改正され、平成31年(2019年)4月に施行されました。

法の改正を受けて、本県においては、基本的な方向性を明確にした「文化財保存活用大綱」を策定し、文化財の次世代への継承や、まちづくりや地域振興への活用を図ることとしています。

(7) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあることから、現在、東京大会に向けて大会組織委員会や文化庁など関係機関において、地方自治体と連携しながら、東京2020NIPPON フェスティバルや日本博、東京2020文化オリンピアド、beyond2020プログラムといった様々な文化プログラム³を日本全国で展開しています。

本県においても、東京オリンピック・パラリンピック競技大会への機運を高めるため、平成29年(2017年)度から県内の伝統芸能等の発表や、外国の文化芸術団体や若手演奏家等の発表・交流により日本文化の発信を図る「文化交流フェスティバル」を開催するなど、次世代に誇れるレガシー(文化遺産)の創出に向けた取り組みを進めています。

³ オリンピック憲章により、オリンピック開催都市が行うことが義務付けられている複数の文化イベントプログラム。

また、本県は、平成29年(2017年)度に beyond2020プログラムの認証組織となり、県内に活動拠点がある者又は県内で事業・活動を行う者が実施する日本文化の魅力を発信する事業・活動の認証を行っており、令和元年(2019年)12月末現在253件の認証を行っています。



みんなで東京2020大会を盛り上げよう！in山梨(富士吉田会場)

2 山梨県のこれまでの取り組み

(1) 山梨県芸術祭・やまなし県民文化祭の開催

昭和21年(1946年)に文部省が芸術文化の推進をもって情操教育の振興を図ることを目的として第1回「芸術祭」を開催したことを受けて、本県においても昭和23年(1948年)に人々の心にやすらぎと希望を与えることを目的として第1回「山梨県芸術祭」を開催し、平成12年(2000年)度まで53回にわたり取り組み、文化芸術の振興を図ってきました。

平成9年(1997年)度に行った山梨県芸術祭の「50周年記念事業」では、功労者表彰、記念誌発行、特別展示と特別公演の3つの大きな事業を実施するとともに、本県の文化芸術の象徴でもある山梨県立美術館、山梨県立文学館、更には両館が立地する山梨県芸術の森公園のほか県民文化ホールを会場に多彩な催しが行われました。なかでもメイン事業として実施された「総合舞台」は、長年にわたる舞台関係部門の念願が実を結んだ合同作品が披露され、本県の歴史と文化を広く発信し、その後の本県文化芸術をけん引する画期的なものとなりました。

その後、文化芸術活動への県民の参加と交流を促進するとともに、多様化する県民ニーズに的確に応え、個性溢れる文化芸術を創造するため、県民総参加による「くらしに文化が根づくやまなし」の実現を目指して、それまで実施してきた「山梨県芸術祭」を継承しつつ、発展的に改変した「やまなし県民文化祭」を21世紀の幕開けである平成13年(2001年)度から今日まで開催してきました。

「やまなし県民文化祭」は、主に「山梨県芸術祭」により育まれた文化芸術振興の芽としての「総合舞台」を発展させ、ジャンルを越えた新たな文化芸術の創造を図る「総合フェスティバル」、多彩なジャンルの発表者と県民との交流を図る「部門別フェスティバル」からなり、県下最大の文化の祭典として多くの県民の参加を得る中で、年間を通じて様々なイベントを実施しています。



第18回やまなし県民文化祭総合フェスティバル(平成30年(2018年)度)

(2) 第28回国民文化祭・やまなし2013 (富士の国やまなし国文祭)の開催

国民文化祭は、文化庁が中心となり、国民が日頃から行っている文化活動を全国的な規模で発表する場を設け、文化活動への意欲を喚起するため、昭和61年(1986年)度から開催されています。

本県においても、県民が文化活動に参加し、発表できる場や機会を確保することにより県民文化の向上を図るため、平成18年(2006年)に文化の国体といわれる国民文化祭の誘致を表明しました。平成19年(2007年)には文化庁からの内定を受け、市町村や文化芸術団体等との連携を図りながら準備を進め、平成25年(2013年)に、「第28回国民文化祭・やまなし2013」を開催しました。他の都道府県では例を見ない年間を通じてのやまなし県民文化祭開催の実績を踏まえ、全国ではじめて1年を通じた国民文化祭の開催を実現しました。冬・春・夏・秋の4つのステージでは、それ

ぞれに季節感のある四季折々のイベントを展開するとともに、誰でも気軽に参加できる年間事業を実施するなど、国民文化祭における新たな取り組みを数多く行いました。

これにより、これまで途絶えかけていた伝統行事を地域の人々の力で復活させたり、県内の各種文化芸術活動に携わる人々が手に手を取り合い、総合芸術として、文化の灯火(ともしび)を美しく輝かせたりするなど、大きな成果を収めました。



第28回国民文化祭・やまなし2013

(3) 県立文化施設の開館

昭和32年(1957年)に県民会館公会堂を開館し、県民の音楽、演劇、舞踊等の発表・公演のステージや美術等の展示場が整備され、本県における文化芸術の強力な活動拠点として顕著な役割を果たしましたが、利用の減少や老朽化などにより平成11年(1999年)に解体されました。

昭和53年(1978年)には、美術に関する県民の知識や教養の向上を図るため、県立美術館を開館し、以降「ミレーの美術館」として全国に名を馳せ、県民に親しまれています。入館者数は昭和60年(1985年)度の59万人をピークに、平成28年(2016年)1月には入館者数1,300万人を達成し、今も全国各地から大勢の来館者が訪れています。

また、昭和57年(1982年)には、音楽や演劇などを中心とした文化芸術の鑑賞の場や県民の文化芸術の発表の場として、1,989席の本格的な大ホールを備えた県

民文化ホールを開館しました。このホールでは、年間を通してコンサートや舞台、発表会など、県民が文化芸術に触れる機会を提供しており、平成30年(2018年)度は、年間約37万人が利用しています。

このほか、県立考古博物館(昭和57年(1982年))、県立文学館(平成元年(1989年))、県立博物館(平成17年(2005年))、山梨近代人物館(平成27年(2015年))を開館し、文化芸術に触れる機会の充実を図っています。

なお、本県の人口100万人当たりの博物館⁴数は34.7施設(平成27年(2015年))と非常に多く、全国2位となっています。



県立美術館



ジャン＝フランソワ・ミレー
《種をまく人》1850年
(県立美術館所蔵)



県民文化ホール

⁴ 歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供することを目的とした施設。なお、県内の登録博物館・相当施設は、令和元年(2019年)12月現在27館。



県立考古博物館



県立文学館



県立博物館

(4) 文化財の状況

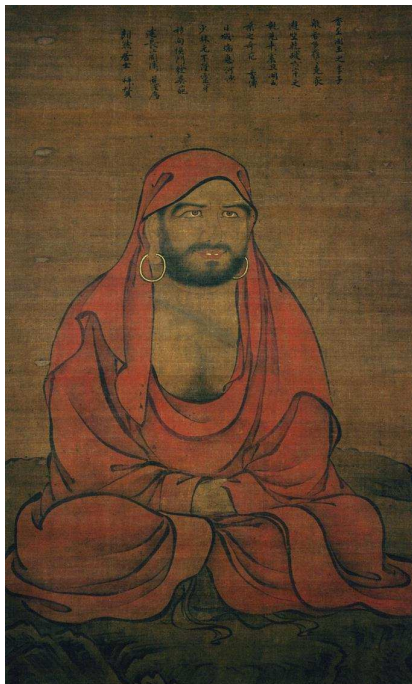
令和元年(2019年)5月現在の本県の文化財は、国指定等文化財170件(うち国宝5件)、県指定等文化財は有形文化財362件、民俗文化財33件、記念物139件の合計534件あります。各都道府県の指定等文化財の件数は21,994件となっており、本県の件数(534件)は、全国で16番目になります。なお、市町村指定の文化財を含めるとその件数は、2,116件になります。

【本県の国宝】

①小桜韋威鎧兜、大袖付(工芸品) 甲州市 昭和27年(1952年)指定



②絹本着色達磨図(絵画) 甲州市 昭和28年(1953年)指定



③大善寺本堂(建造物) 甲州市 昭和30年(1955年)指定



④清白寺仏殿(建造物) 山梨市 昭和30年(1955年)指定



⑤絹本著色夏景山水図(絵画) 身延町 昭和30年(1955年)指定



(5) 世界文化遺産登録、日本農業遺産・日本遺産認定

①世界文化遺産⁵

平成25年(2013年)6月に、富士山は、その文化的価値が評価され、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づく世界文化遺産に「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」(以下「世界文化遺産富士山」という。)として登録されました。

また、平成28年(2016年)6月には、富士山の顕著な普遍的価値に関する情報発信や保存管理の中心的な役割を担う富士山世界遺産センターを開館しましたが、平成30年(2018年)度は、約50万人の来館者が訪れています。



富士山



富士山世界遺産センター

⁵ 世界遺産は、昭和47年(1972年)の第17回 UNESCO 総会で採択された世界遺産条約(正式名称「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」)の中で定義されており、「有形の不動産」を対象として①文化遺産、②自然遺産、③複合遺産の3つの種類がある。令和元年(2019年)7月現在、世界遺産は1,121件(文化869件、自然213件、複合39件)あり、条約締結国は193か国となっている。

②日本農業遺産⁶

平成29年(2017年)3月に、日本農業遺産制度が創設されて初めての認定が行われ、峡東地域の「盆地に適応した山梨の複合的果樹システム」が、全国で第1回目に認定された8地域の一つに選ばれました。



峡東地域の果樹畑

③日本遺産⁷

平成30年(2018年)5月に、峡東地域の葡萄畑の景観の歴史やその魅力を語ったストーリー「葡萄畑が織りなす風景ー山梨県峡東地域ー」と、縄文世界と風光明媚な景観や歴史を語ったストーリー「星降る中部高地の縄文世界ー数千年を遡る黒曜石鉾山と縄文人に会う旅ー」が日本遺産に認定されました。

⁶ 社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形づくられてきた伝統的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、ランドスケープ、生物多様性などが一体となった農林水産業システムのうち、世界及び日本における重要性、並びに歴史的及び現代的重要性を有するものに対して農林水産大臣が認定を行うもの。平成31年(2019年)3月現在、15地域が認定されている。

⁷ 平成27年(2015年)から文化庁が、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産(Japan Heritage)」として認定し、ストーリーを語る上で欠かせない魅力ある有形・無形の様々な文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としている。令和元年(2019年)5月現在、83のストーリーが認定されている。



峡東地域の葡萄畑



金生遺跡(北杜市)

殿林遺跡深鉢形土器
(県立考古博物館所蔵)

(6) 山梨県文化芸術基本条例の制定

少子高齢化の進行やグローバル化の進展など社会状況が著しく変化する中で、本県の魅力ある文化芸術を後世に伝えるとともに、文化芸術を活用していくための取り組みを進める必要があることから、平成30年(2018年)12月に山梨県文化芸術基本条例を制定しました。

基本条例は、文化芸術の振興及び文化芸術により生み出される価値の活用に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化芸術の振興等に関する施策の基本となる事項を定め、文化芸術の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現並びに県経済の活性化に寄与することを目的としています。

3 山梨県の現状と課題

本県の総人口は平成11年(1999年)をピークに減少しており、また総人口に対する高齢者人口(65歳以上)が占める割合は3割を超えるなど、少子高齢化や過疎化が進行する中、地域における文化芸術を継承する担い手は少なくなっております。

また、グローバル化の進展や情報通信技術の急速な進展は、私たちの生活環境に大きな影響を及ぼしており、文化芸術分野の広がりをもたらす一方で、人々の趣味の分散や地域への関心の希薄化などにより、地域の魅力ある文化芸術が失われつつあることが懸念されています。

本県では、「山梨県芸術祭」、「やまなし県民文化祭」、「国民文化祭」への県民の参加促進や県立美術館や県民文化ホールなどの県立文化施設における文化芸術に触れる機会の提供等を通じて、文化芸術の振興を図ってきたところですが、平成30年(2018年)度の県民を対象としたアンケート調査では、本県の文化芸術の振興には、鑑賞機会の拡大を求める意見が多くあり、文化芸術に触れる機会の一層の充実が必要であると考えられます。

近年では、本県を訪れる観光客は、外国人を含め増加しておりますが、平成30年(2018年)山梨県観光入込客統計調査によると、本県の文化芸術を目的として県外から訪れる方は、6%程度にとどまっており、本県の文化財や伝統工芸、食文化等の魅力は十分に活かされていないと考えられます。

今後開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツと文化の祭典であり、世界中から人が集まることから、国内外に文化芸術の魅力を発信できるまたとない機会でもあります。

こうした文化芸術を取り巻く社会情勢の中で、文化芸術の振興を図ることはもとより、文化芸術の持つ多様な価値を活かして、本県を豊かで活力ある地域社会にしていくことが重要です。

そのためには、文化芸術の振興を図る土台となる環境づくりを「広め」、文化芸術を育む人づくりを「繋げ」、その上で文化芸術を活用した地域づくりを行い、豊かな社会づくりに「活かす」ことに取り組んでいく必要があります。

(1) 文化芸術を活かす

現	○本県の総人口は平成11年(1999年)の約89万人をピークに、平成30年(2018年)は約81万人に減少しており、また年少人口の割合が減り、高齢者人口の割合が増えるなど、少子高齢化に伴う人口減少による地域の活力の低下が懸念される。
状	○本県の文化芸術を目的に県外から訪れる観光客は6%程度(平成30年(2018年)「山梨県観光入込客統計調査報告書」)であり、本県の文化財、伝統工芸、食文化等の文化芸術の魅力が十分に活かされていない状況がある。



課	○観光や地場産業等と連携し、高い付加価値を生み出す取り組みを通じて、地域活性化に繋げる必要がある。
題	○東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、本県の文化芸術の魅力を国内外に発信し、誘客に繋げる必要がある。



文化芸術を活かした地域づくり

(2) 文化芸術を広める

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○文化芸術の鑑賞機会の拡大など、県民が文化芸術に触れる機 会の一層の充実が求められている。 ○「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が公布・施行 され、文化芸術活動を通じた障害者の社会参加の促進等が求め られている。 ○「文化財保護法」が改正され、地域における文化財の計画的な保 存・活用の促進を図ることが一層求められている。
--------	---



課 題	<ul style="list-style-type: none"> ○文化芸術の鑑賞や発表・展示の機会の充実を図り、文化芸術活 動の活性化に繋げる必要がある。 ○年齢、障害の有無等にかかわらず、等しく文化芸術活動が行える 環境を整備する必要がある。 ○文化芸術の特性に応じた保存・活用・継承・発展を図る必要があ る。
--------	--



文化芸術を広める環境づくり

(3) 文化芸術を繋げる

現	○本県の少子高齢化は進行しており、地域における文化芸術を継承する担い手の確保が難しくなっている。
状	○こうした担い手の減少により、子どもたちが地域の祭りや伝統的な行事に触れる機会も少なくなってきており、地域の魅力ある文化芸術が失われるおそれがある。



課	○文化芸術に対する県民の関心と理解を深め、人材育成に繋がる学びや体験機会の充実を図る必要がある。
題	○次代を担う子どもたちが、地域に誇りと愛着を持って、本県の文化芸術を後世に引き継いでいけるよう、文化芸術に触れる機会を積極的に設ける必要がある。



文化芸術を繋げる人づくり

第3章 計画の基本的な考え方

1 目指すべき姿

文化芸術の振興による豊かで活力ある地域社会の実現

文化芸術は、県民が生きがいに満ちて自分らしく豊かに暮らしていくために不可欠なものであるとともに、社会の活力を築いていく上でも、欠くことのできないものです。

文化芸術により生み出される多様な価値を活かして、豊かで活力ある地域社会の実現を目指します。

2 基本方針

目指すべき姿を実現するために、次の3つを基本的な方針とします。

【基本方針1】 文化芸術が活力を生み出す地域づくり

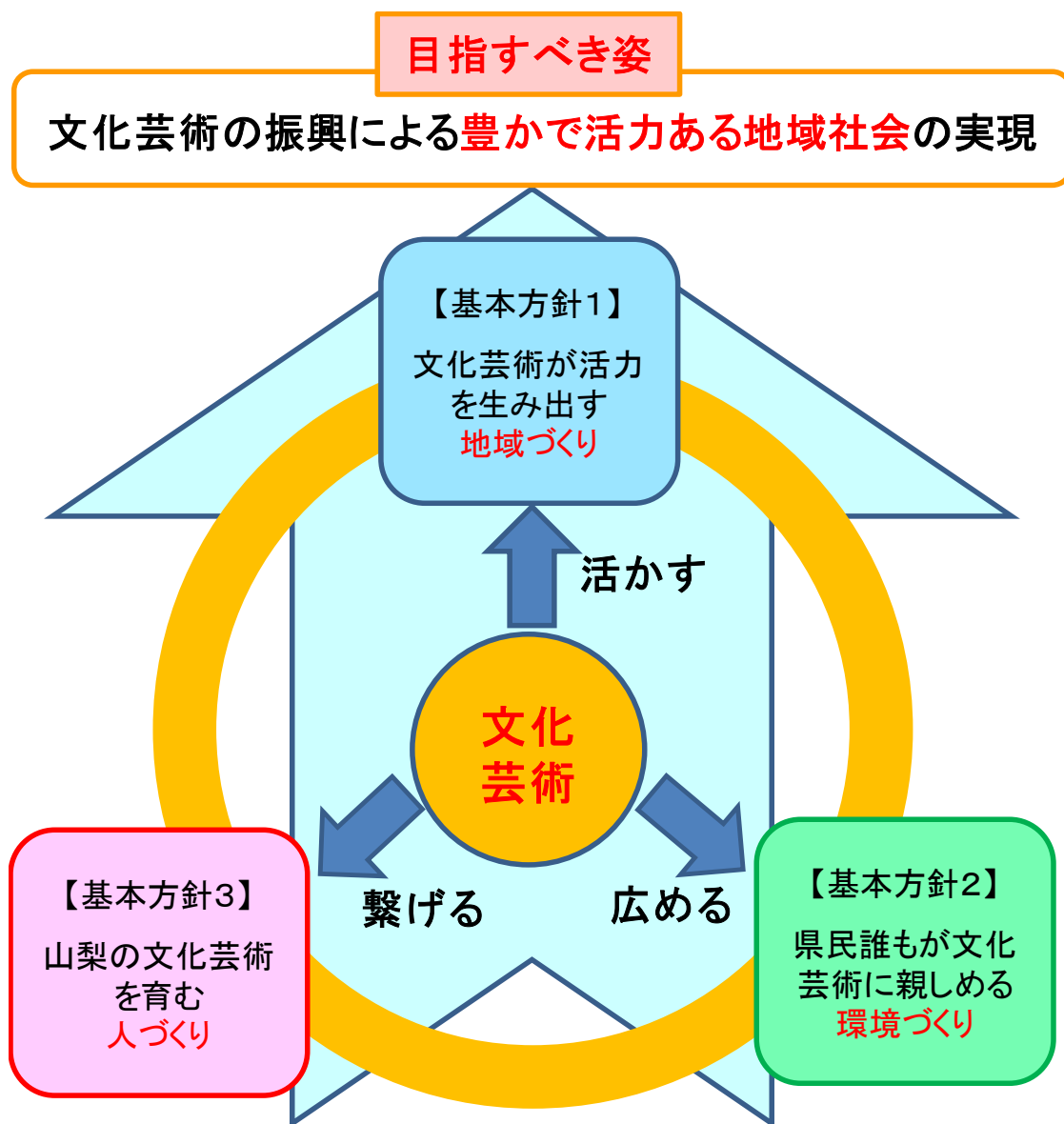
文化芸術により生み出される多様な価値を活かして、観光、まちづくり、国際交流、産業、環境等の分野における施策と連携を図りながら、地域の活力の向上や経済の活性化を図ります。

【基本方針2】 県民誰もが文化芸術に親しめる環境づくり

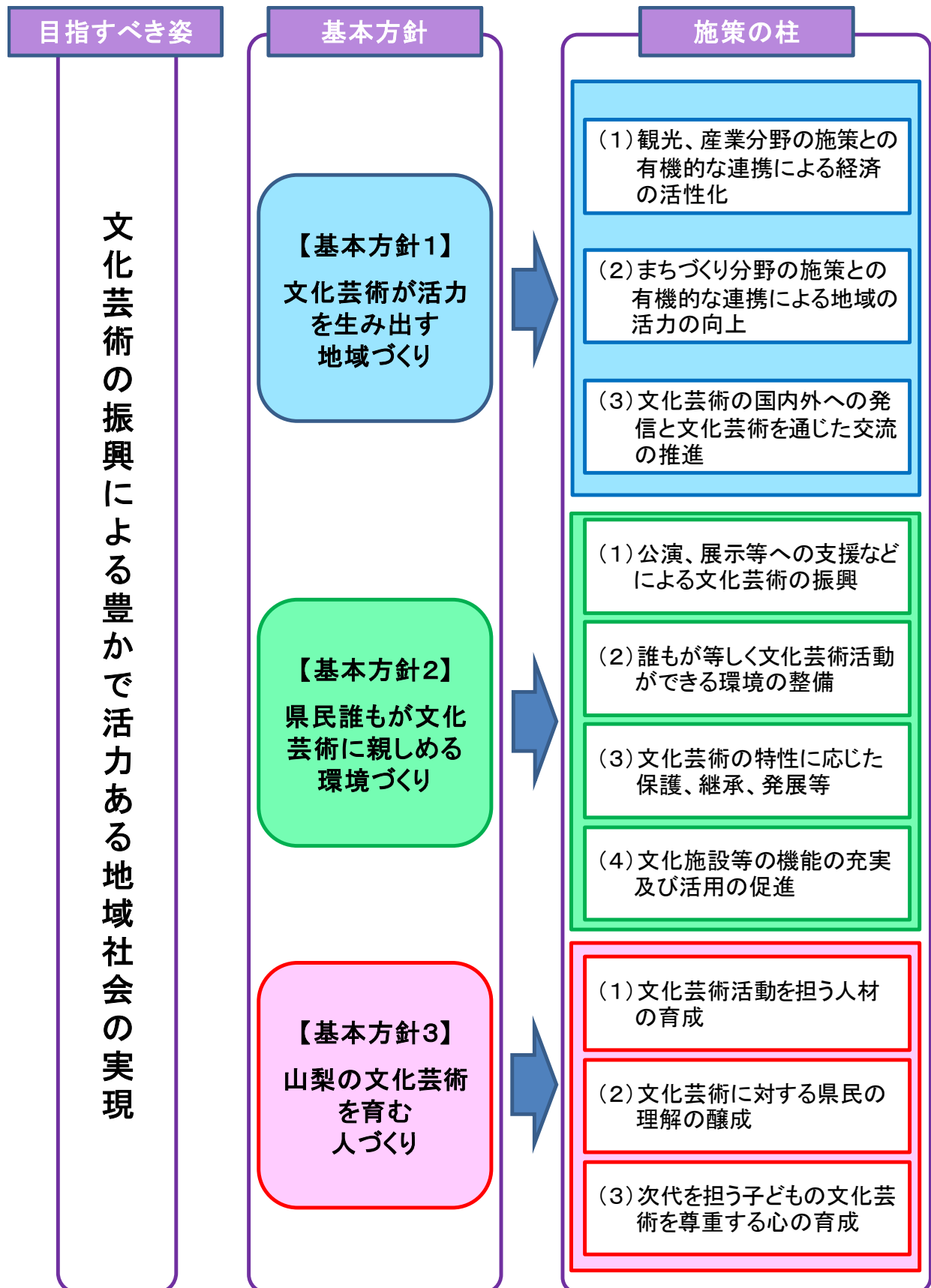
年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず、等しく文化芸術に親しむことができる機会の充実に取り組みます。

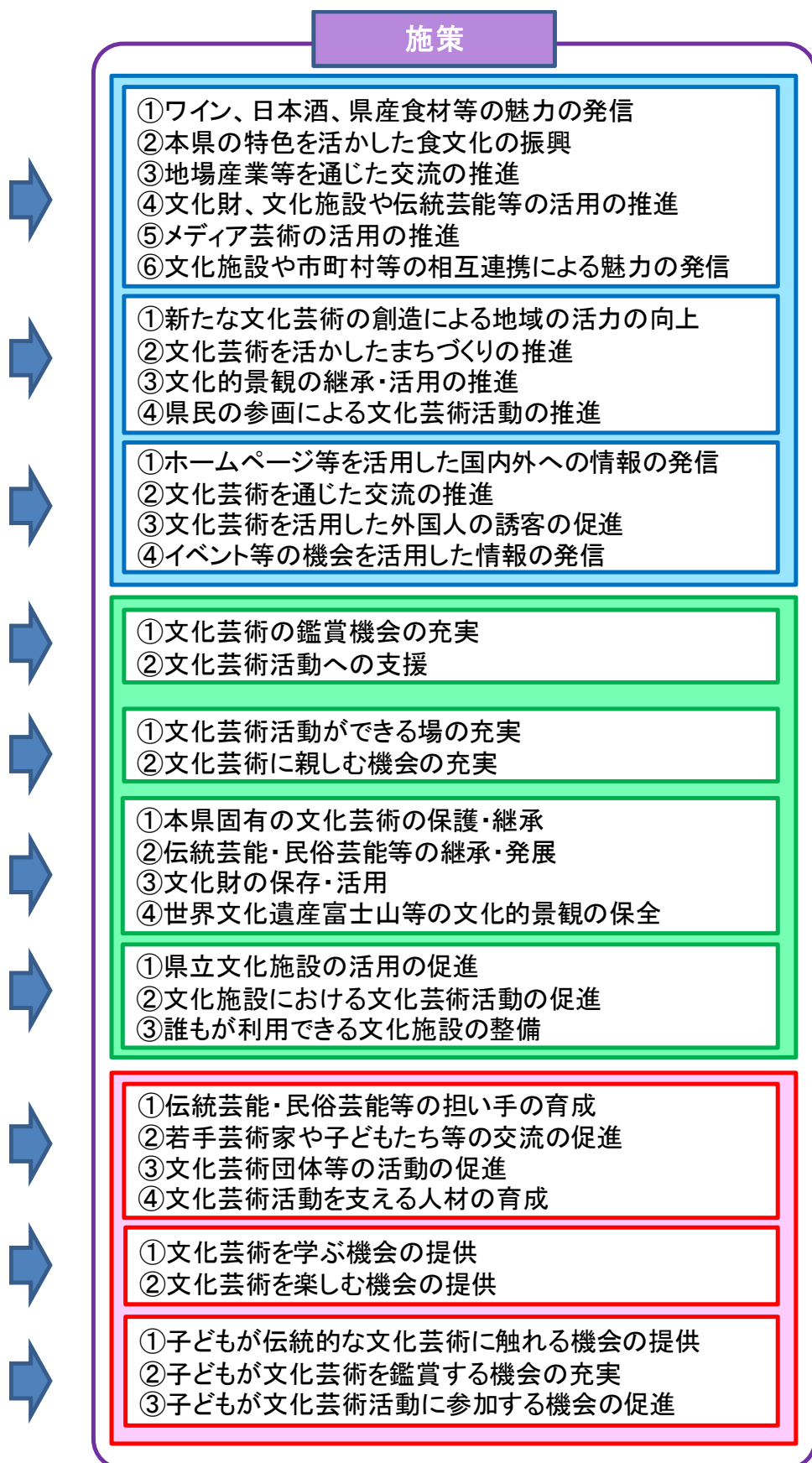
【基本方針3】 山梨の文化芸術を育む人づくり

本県の自然、歴史及び風土の中で培われてきた特色ある文化芸術に対して、県民が誇りと愛着を持ち、県民共通の資産として育み、次代に伝えるため、豊かな感性を備えた人づくりに努めます。



3 施策体系





第4章 施策の内容

基本方針1 文化芸術が活力を生み出す地域づくり

(1) 観光、産業分野の施策との有機的な連携による経済の活性化

本県には各地域で受け継がれてきた民俗芸能や食文化、各地域で育まれてきた伝統工芸が数多くあります。それらを観光分野や産業分野と連携した施策で活用することにより、文化芸術振興と観光・産業振興の相乗効果を促し、本県の経済の活性化に繋がります。

また、観光分野と産業分野との連携により、文化芸術の本来の魅力だけでなく、新たな価値を生み出し、経済の活性化を図ります。

① ワイン、日本酒、県産食材等の魅力の発信

- 日本一のワインの産地である「ワイン県」として、その魅力を発信します。
- 輸出を促進する地理的表示制度の活用など、県産酒の販売を促進します。
- 県産食材を活用した食ブランドの確立を図るなど、本県の風土に育まれた食の魅力を国内外に発信します。

② 本県の特徴を活かした食文化の振興

- 本県の豊かな食材を活用した食の魅力の向上や、食を通じた国内外との交流を促進します。
- 本県の食文化を形成する郷土食等のうち、特に次世代へ継承すべきものとして認定した「やまなしの食」を地域資源として磨く取り組みを推進し、地域活性化や観光振興に繋がります。

③地場産業等を通じた交流の推進

- ジュエリーなどの地場産業等の魅力を国内外に発信し、制作体験などを通じて交流を促進します。
- 本県の伝統技術を活用した県産品の開発を行うなど、産業振興を図ります。

④文化財、文化施設や伝統芸能等の活用の推進

- 文化財や伝統芸能、食文化を観光資源として活用し、多様なニーズに応じた観光モデルコースの開発を促進します。
- 文化施設や文化財等のユニークベニューとしての活用、AR・VR等の技術を利用した高付加価値化などを検討し、観光資源としての活用を促進します。
- 県立文化施設において、魅力ある常設展や企画展を開催し、本県の文化芸術を積極的に情報発信します。

⑤メディア芸術の活用の推進

- 映画、漫画、アニメーション、デジタルアートなどメディア芸術を活かしたイベント開催等を推進します。
- メディア芸術を活かしたツアーの実施、本県固有の文化芸術を活かした映画撮影の誘致を促進します。

⑥文化施設や市町村等の相互連携による魅力の発信

- 県内各地の文化施設、観光施設等の連携や協働を促進し、本県の文化芸術の魅力を広くPRします。
- 市町村、文化芸術団体、事業者等と連携して県内各地の文化芸術の魅力を再発見し、その魅力を国内外に発信します。

(2)まちづくり分野の施策との有機的な連携による地域の活力の向上

本県には、世界文化遺産富士山をはじめとする豊かな自然景観、日本遺産「葡萄畑が織りなす風景－山梨県峡東地域－」を代表とする果樹畑の景観、神社仏閣などの歴史的建造物等があり、それらをまちづくり施策に活かすことで、地域の活性化を図ります。

また、文化芸術が県民の日常に自然に溶け込み、心豊かな生活が送れるよう、文化芸術を活用したまちづくりを進めます。

①新たな文化芸術の創造による地域の活力の向上

- 文化芸術による新たなコミュニティの創造を促進し、賑わいのある地域づくりを推進します。
- 文化芸術を活用した観光や産業の活性化等により、文化芸術を発信拠点とする地域づくりを推進します。

②文化芸術を活かしたまちづくりの推進

- 文化芸術により生み出される多様な価値を活かし、まちづくり施策と連携し、活力ある地域づくりを推進します。
- 神社仏閣、歴史的建造物などを活用したまちづくり施策を推進します。

③文化的景観の継承・活用の推進

- 世界文化遺産富士山や、日本遺産「葡萄畑が織りなす風景」及び「星降る中部高地の縄文世界」に代表される県内各地の自然景観・文化的景観を守るとともに、それらを活かした地域づくりを推進します。
- 本県の素晴らしい森林や農村景観等の資産を守り、次代に引き継いでいくための取り組みを推進します。

④県民の参画による文化芸術活動の推進

- 各地域で文化芸術活動が活発に行われるよう、文化芸術団体等の活動支援や、文化施設から街角のステージまで様々な場所で文化芸術活動が行えるまちづくりを推進します。
- 県、市町村、NPO、文化芸術団体等との協働を推進し、地域の課題を自主的に解決していく事業や活動を支援します。
- やまなし県民文化祭の開催や文化施設、文化芸術団体、大学等が連携した文化芸術イベント等の開催、地域の文化芸術活動をコーディネートする人材の育成により、地域の活性化を促進します。

(3)文化芸術の国内外への発信と文化芸術を通じた交流の推進

本県には、日本国内だけでなく海外にも誇れる数多くの文化芸術が存在します。文化芸術団体、事業者等と連携し、その魅力を国内外に発信することで、国内外の多くの人に本県に興味をもってもらい、文化芸術による国際交流や地域間交流に繋がります。

①ホームページ等を活用した国内外への情報の発信

- 本県の文化芸術について、ホームページやSNS等を活用した情報発信を推進するとともに、コミュニケーションのツールとしても活用し、交流を促進します。
- 本県の多様な文化芸術について、デジタルアーカイブ化を進め、映像等による情報発信等を推進します。
- 県立文化施設において、魅力ある常設展や企画展を開催し、本県の文化芸術を積極的に情報発信します。(再掲)

②文化芸術を通じた交流の推進

- 国民文化祭への文化芸術団体の参加による地域間交流や、やまなし県民文化祭における分野を超えた交流など、文化芸術を通じた交流を推進します。
- 国内外の文化芸術団体等との交流や、国内外の作品の鑑賞機会を提供することなどにより、文化芸術への関心と理解を深める活動を推進します。
- 文化芸術団体等が行う国外の芸術家を受け入れるアーティスト・イン・レジデンスの取り組みを促進し、滞在期間中の創作作品の展示や、芸術家と地域の人々との交流等を図ります。

③文化芸術を活用した外国人の誘客の促進

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした外国人との文化芸術による交流を促進し、本県への関心を高めます。
- 文化施設等における外国語表記を充実させるなど、本県を訪れる外国人が本県の文化芸術に親しみやすい環境づくりを推進します。
- 観光ホームページを活用し、本県の文化芸術の外国人向け情報を海外に積極的に発信します。

④イベント等の機会を活用した情報の発信

- 令和3年の信玄公生誕500年を機に、信玄公祭りなどを通じて、本県の歴史・史跡の魅力をより一層国内外にPRします。
- 各種全国大会等、多くの人が集まる機会を活用し、本県の文化芸術に関する情報を発信します。

基本方針2 県民誰もが文化芸術に親しめる環境づくり

(1) 公演、展示等への支援などによる文化芸術の振興

芸術⁸、芸能⁹、生活文化¹⁰の振興や国民娯楽¹¹の普及を促進するため、これらの公演や展示などが活発に行われるよう、活動への支援を行います。

また、県民が文化芸術に親しめる機会を充実し、県民の自主的な文化芸術活動を促進します。

①文化芸術の鑑賞機会の充実

- 市町村や文化芸術団体等との連携により、県民の文化芸術に親しむ機会の充実を図ります。
- 県立文化施設において魅力ある優れた公演や展示等を開催し、県民の文化芸術の鑑賞機会、学習や体験の機会を提供します。
- 文化庁の助成制度等の情報を広く周知し、市町村における文化施設を活用した文化芸術の公演、展示等の開催を促進します。

②文化芸術活動への支援

- 文化芸術団体等の自主的活動の促進や分野を超えた積極的な交流を支援します。
- 創作・発表等への助成制度などを広く情報提供し、活動の促進を図ります。
- 事業者等による文化芸術活動への支援や寄附を促進します。

⁸ 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）等

⁹ 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能及び民俗芸能を除く。）等

¹⁰ 茶道、華道、書道、食文化等

¹¹ 囲碁、将棋等

(2) 誰もが等しく文化芸術活動ができる環境の整備

高齢者や障害者、青少年などあらゆる立場の方が積極的に文化芸術活動を活発に行えるよう、県民誰もが文化芸術に親しむ機会や環境の充実を図ります。

①文化芸術活動ができる場の充実

- 年齢や障害の有無、家庭環境等にかかわらず県民誰もが文化芸術活動ができる環境づくりを推進します。
- 高齢者の心の豊かさや生きがいに繋げるため、高齢者の発表機会の充実や青少年との交流機会を創出します。
- 障害者の創作活動や発表の機会を充実させ、文化芸術を通じた障害者の自己実現・自己表現を支援します。
- 青少年が参加しやすい公演・展示の開催や、青少年の自主的な活動等を推進します。

②文化芸術に親しむ機会の充実

- 県民誰もが文化芸術に親しめるよう、文化芸術の様々な鑑賞機会の充実に取り組みます。
- 市町村や文化芸術団体等との連携により、県民の文化芸術に親しむ機会の充実を図ります。(再掲)

(3)文化芸術の特性に応じた保護、継承、発展等

本県の自然、歴史及び風土に培われてきた特色ある文化芸術(伝統芸能¹²、民俗芸能¹³、年中行事、文化財、食文化、伝統工芸等)が、後世に引き継がれていくよう、これらの文化芸術に対する県民の関心と理解を深め、保護、継承及び発展を図ります。

①本県固有の文化芸術の保護・継承

- 本県固有の特色ある文化芸術に対する県民の関心と理解を深め、親しむ機会を提供することなどにより、文化芸術を保護、継承していく機運の醸成を推進します。
- 本県固有の文化芸術について県民が学ぶ機会を積極的に提供します。

②伝統芸能・民俗芸能等の継承・発展

- 市町村や文化芸術団体等と連携し、地域の伝統的な文化芸術への関心と理解を深めるとともに、後継者の育成に繋がる活動の機会の提供を図ります。
- 伝統芸能や民俗芸能等で利用される道具の製作、修理等に必要な伝統技術の継承活動を促進します。

③文化財の保存・活用

- 貴重な文化財を後世に伝えるため、未指定文化財の調査・指定に向けた取り組みを推進します。
- 文化財の保存や活用に繋げるため、文化財の公開や展覧会を開催します。

¹² 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能

¹³ 神楽、田楽など県民によって行われる民俗的な芸能

- 指定文化財等を適切に後世に伝えるため、保存修理等を支援するとともに、無形民俗文化財の記録映像の制作等により、その保存や活用を推進します。

④世界文化遺産富士山等の文化的景観の保全

- 世界文化遺産富士山の文化的価値の発信や、景観の保全を推進します。
- 歴史ある農業景観等を保全し、次代に継承していくため、世界農業遺産など国際的機関等が認証する制度への推薦、登録を積極的に推進します。

(4)文化施設等の機能の充実及び活用の促進

文化施設等において県民はもとより、県外からの来訪者が様々な文化芸術活動に親しめるよう施設の機能や公演・展示の充実を図る取り組みを進めます。

また、美術館、博物館、図書館等は文化芸術の保存・継承、創造、交流、発信等の拠点のみならず、生涯学習活動や観光等の拠点など幅広い役割を有していることから、県民が様々な活動を通じて文化施設等に対する親しみを深めるよう活用を促進します。

①県立文化施設の活用の促進

- 県立文化施設において魅力ある優れた公演や展示等を開催し、県民の文化芸術の鑑賞機会、学習や体験の機会を提供します。(再掲)
- 県立文化施設が相互に連携し、施設の活用を図るとともに、施設の長寿命化や機能の充実に努めます。
- 県立文化施設に対する親しみを深めるため、県立文化施設のユニークベニューとしての活用等の検討を行います。

②文化施設における文化芸術活動の促進

- 芸術家や文化芸術活動を行う者が、練習や創作等に文化施設を利用しやすい環境づくりを推進します。
- 文化庁の助成制度等の情報を広く周知し、市町村における文化施設を活用した文化芸術の公演、展示等の開催を促進します。(再掲)
- ネーミングライツの活用等により、文化施設のサービスの維持・向上を図ります。

③誰もが利用できる文化施設の整備

- 文化施設等における外国語表記を充実させるなど、本県を訪れる外国人が本県の文化芸術に親しみやすい環境づくりを推進します。(再掲)
- 文化施設のバリアフリー化や託児サービス等の充実に努めます。

基本方針 3 山梨の文化芸術を育む人づくり

(1)文化芸術活動を担う人材の育成

文化芸術の担い手は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、文化芸術の継承のための活動を行う者、文化芸術活動の指導を行う者、文化芸術活動の企画又は制作を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者など様々な立場の方がいます。これらの人材を育成するため、子どものころから文化芸術活動を行う者との様々な交流の機会を設け、県民の文化芸術に対する関心と理解を深め、文化芸術の担い手の育成及び確保を推進します。

①伝統芸能・民俗芸能等の担い手の育成

- 子どもたちが、伝統芸能・民俗芸能等の担い手から直接学び体験する機会の拡大を図ります。
- やまなし文化芸術推進月間における事業等により、伝統芸能・民俗芸能等への関心と理解を深め、地域固有の文化芸術の担い手の育成を促進します。

②若手芸術家や子どもたち等の交流の促進

- 優れた芸術家を学校に派遣し、子どもたちが一流の文化芸術に触れる機会の充実を図ります。
- 若者の文化芸術の発表機会や交流機会の充実により、有望な若手芸術家等の発掘や育成に繋がります。

③文化芸術団体等の活動の促進

- 本県の文化芸術の向上、発展に貢献した人や団体の功績をたたえるための顕彰を実施します。

- 文化芸術団体等に対し、担い手育成に繋がる活動に対する助成制度の積極的な活用を促します。

④文化芸術活動を支える人材の育成

- 文化芸術事業の企画や文化施設の管理等を行う者のための研修会の開催等により、活動を支える人材の育成を促進します。
- 文化施設の運営や文化芸術イベントの開催等を支援するボランティアの活用や育成を促進します。

(2)文化芸術に対する県民の理解の醸成

県民が、日常生活の中で自主的に文化芸術に親しむ心を養うため、県民の文化芸術についての関心と理解を深めるとともに、生涯にわたり文化芸術活動にその能力を十分に発揮できるよう、文化芸術に関する学習の機会等の提供を推進します。

①文化芸術を学ぶ機会の提供

- 文化芸術について県のホームページ等を活用し、学習情報の提供を行うとともに、生涯学習推進センター等において県民が学べる講座を開催するなど、文化芸術に関する学習を推進します。
- 本県固有の文化芸術について県民が学ぶ機会を積極的に提供します。(再掲)
- 世界文化遺産富士山について、県民がその歴史や文化的価値を学ぶ取り組みを推進します。

②文化芸術を楽しむ機会の提供

- やまなし文化芸術推進月間における事業や、やまなし県民文化祭等により、多くの県民に文化芸術に親しむ機会を提供し、文化芸術への関心と理解の向上を図ります。

- 県立文化施設において魅力ある優れた公演や展示等を開催し、県民の文化芸術の鑑賞機会、学習や体験の機会を提供します。(再掲)

(3)次代を担う子どもの文化芸術を尊重する心の育成

本県の文化芸術に誇りと愛着を持つことができるよう、子どもの頃から様々な形で文化芸術に触れ、親しむことができる機会を提供します。

また、次代の文化芸術の担い手となる子どもが感性を磨き、創造力を豊かなものにすることができるよう、学校教育における文化芸術に関する活動の充実を推進します。

①子どもが伝統的な文化芸術に触れる機会の提供

- 子どもたちの感性を磨き、創造力を豊かなものにするため、学校等における地域固有の文化芸術への関心と理解を深める教育、文化施設等を活用した文化芸術に関する教育などを促進します。
- 子どもたちが地域の文化芸術に誇りと愛着を持てるよう、市町村、文化芸術団体、学校等が連携し、乳幼児期から地域固有の文化芸術に触れる機会を提供します。

②子どもが文化芸術を鑑賞する機会の充実

- 県立文化施設の高校生以下の観覧料無料化について、学校等を通じた周知を図り、子どもたちが積極的に文化芸術を鑑賞できるよう取り組みます。
- 子どもたちが様々な形で文化芸術に親しめるよう、子どもたち向けの体験事業等を企画します。
- レプリカやAR・VR等の技術の活用を検討し、教育分野での利用を促進します。

③子どもが文化芸術活動に参加する機会の促進

- やまなし県民文化祭や高等学校芸術文化祭等への子どもたちの参加を促進します。
- やまなし文化芸術推進月間における事業や、やまなし県民文化祭等により、子どもたちが文化芸術活動に参加できる機会を提供します。
- 県立文化施設において、子どもたちが体験できるイベント等を積極的に企画し、参加を促します。

第5章 計画の推進体制等

1 推進体制

本計画の推進に当たっては、県の関係所属及び県立文化施設等が連携し、施策を総合的かつ計画的に推進します。

本県の文化芸術を推進する施策に関しては、代表的な関係所属で構成される「山梨県文化芸術推進庁内連絡会議」により部局横断的な連携を行い、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、環境等の関連分野と有機的な連携が図れるよう取り組みを進めます。

また、文化芸術の振興に関する施策を効果的に進めるためには、より住民に近い自治体である市町村の取り組みが重要です。市町村は、地域の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めることとされていることから、県は、情報交換を行う機会を設けるなど、市町村との連携・協働を図ります。

2 計画の目標

本県の文化芸術の振興に関して、その施策の実施における効果を計るため、基本方針ごとに次のとおり目標を定め、目標年度を令和6年(2024年)度とし、その達成に向けて本計画の推進を図ります。

基本方針 1 文化芸術が活力を生み出す地域づくり

施策の柱	目 標				
	No.	内容	基準値		目標値 (R6)
(1)観光、産業分野の施策 との有機的な連携による 経済の活性化 (2)まちづくり分野の施策と の有機的な連携による 地域の活力の向上 (3)文化芸術の国内外への 発信と文化芸術を通じた 交流の推進	1	旅行事業者等が行う 食の魅力に係る調査 における本県の順位	—		5位 以内
	2	「特選やまなしの食」を 食べられる・買える店 舗の県ホームページ 上での紹介件数	—		100 件
	3	地方文化芸術推進基 本計画策定市町村数	—		10 市町村
	4	県外観光客のうち、文 化芸術を目的とする者 の割合	H30	6.1 %	8.0 %

基本方針 2 県民誰もが文化芸術に親しめる環境づくり

施策の柱	目 標				
	No.	内容	基準値		目標値 (R6)
(1)公演、展示等への支援 などによる文化芸術の振 興 (2)誰もが等しく文化芸術活 動ができる環境の整備 (3)文化芸術の特性に応じた 保護、継承、発展等 (4)文化施設等の機能の充 実及び活用の促進	1	やまなし文化芸術推進 月間イベント数	R1	106 件	120 件
	2	山梨県障害者文化展 への出展作品数	H30	1,144 件	1,230 件
	3	文化財保存活用地域 計画策定市町村数	R1	1 市町村	14 市町村
	4	県内の文化施設を月 1回以上利用する県 民の割合	H30	13.6 %	17.0 %

基本方針 3 山梨の文化芸術を育む人づくり

施策の柱	目 標				
	No.	内容	基準値		目標値 (R6)
(1)文化芸術活動を担う人材の育成 (2)文化芸術に対する県民の理解の醸成 (3)次代を担う子どもの文化芸術を尊重する心の育成	1	文化芸術活動を実践している県民の割合	H30	65.0 %	70.0 %
	2	11月が「やまなし文化芸術推進月間」であることを知っている者の割合	R1	42.8 %	60.0 %
	3	生涯学習推進センターにおける子どもが文化芸術の体験をできる講座数	H30	29 件	35 件

3 進行管理

本計画を着実に推進するため、本計画に掲げる施策の取組状況や進捗状況について、進行管理及び評価を行います。

評価については、「山梨県文化芸術推進庁内連絡会議」で毎年度実施するとともに、有識者等から客観的・専門的な観点からの意見を聴取します。

また、社会情勢の変化等を踏まえ、本計画の内容を必要に応じて見直すこととし、目指すべき姿の実現に向けて文化芸術の振興を図ります。

資料編

- 1 文化芸術活動等に関するアンケート調査結果
- 2 山梨県文化芸術基本条例
- 3 山梨県文化芸術推進会議開催要綱
- 4 山梨県文化芸術推進会議委員

1 文化芸術活動等に関するアンケート調査結果

文化芸術活動等に関する アンケート調査結果（県政モニター）

アンケートの概要

1 調査目的

県民の文化芸術活動の実態及び課題やニーズを把握し、「山梨県文化芸術基本条例（仮称）」の制定に向けた基礎資料として活用する。

2 実施概要

(1) 実施期間

平成30年5月17（木）～平成30年5月31日（木）

(2) 調査対象

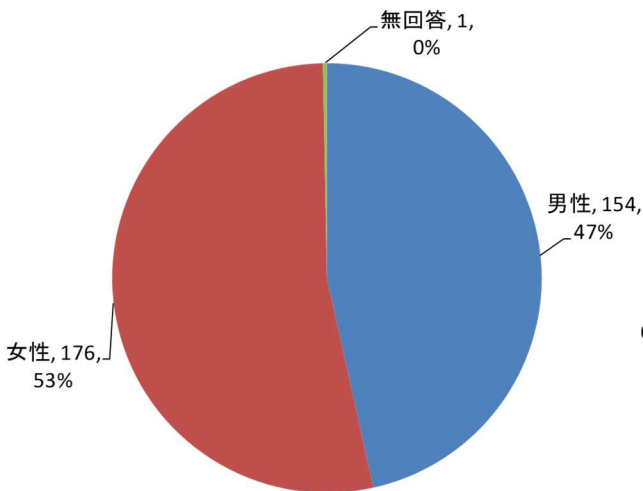
山梨県県政モニター 400人

(3) 回収結果

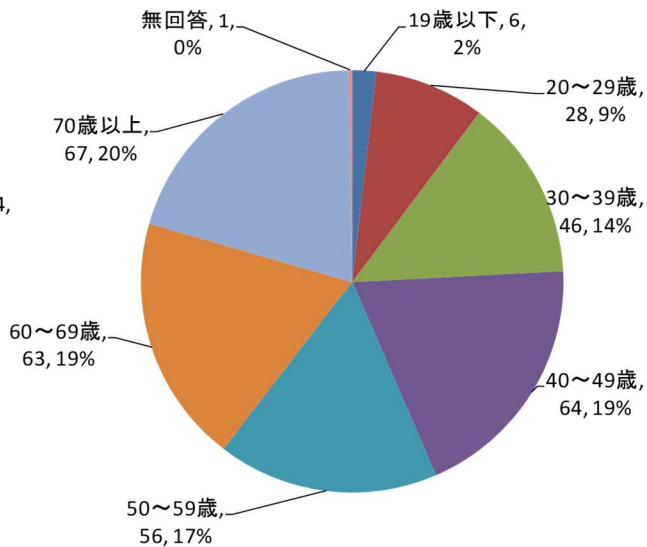
アンケート用紙送付者	400人
回答者	331人
回収率	82.8%

アンケート結果(属性)

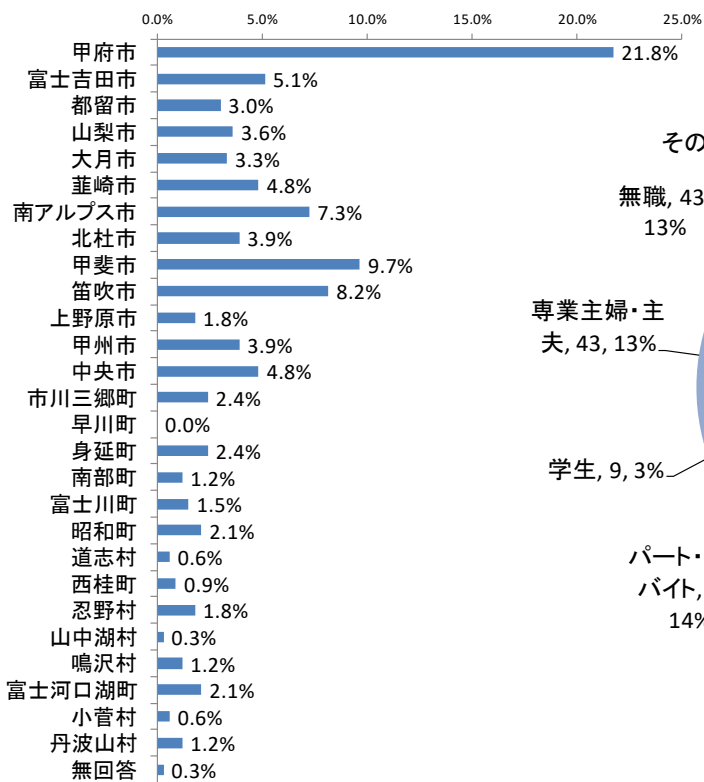
性別



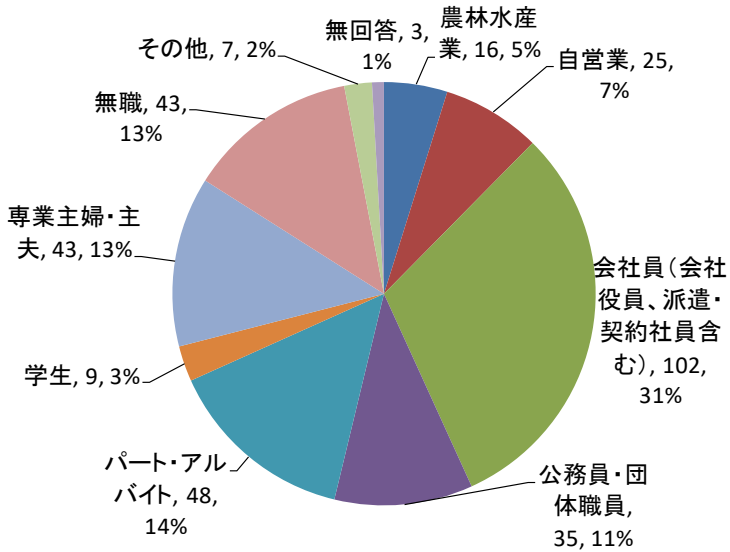
年齢



居住地

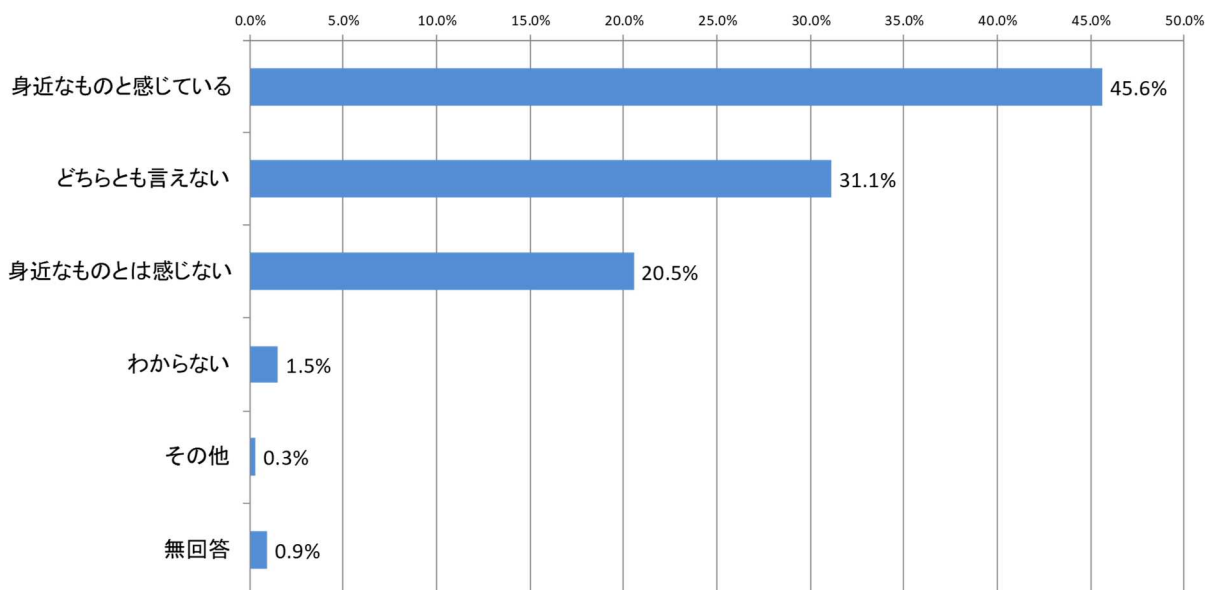


職業



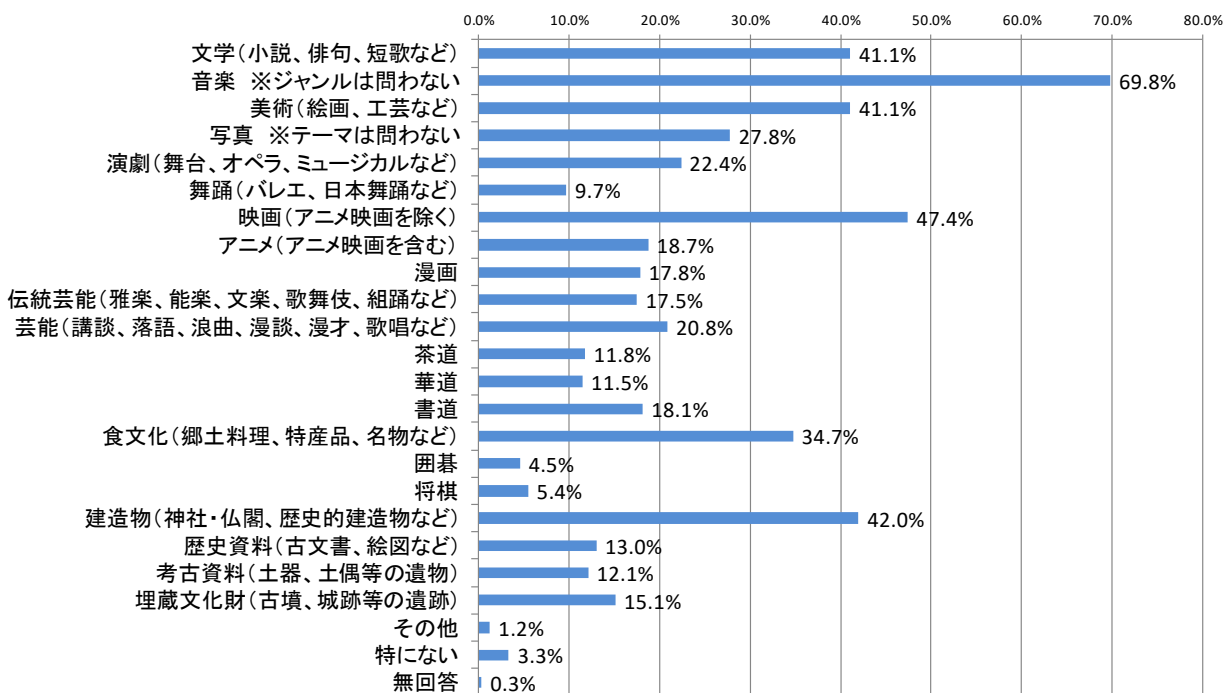
アンケート結果

問1 文化芸術という言葉を身近なものと感じるか



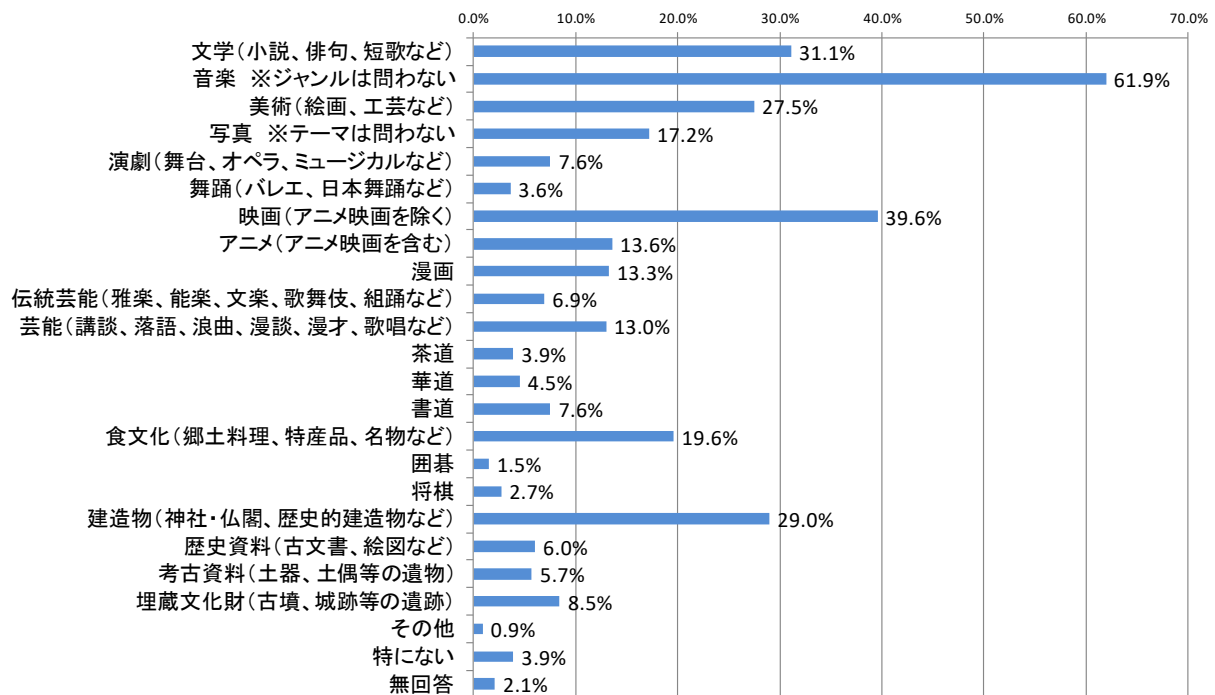
- ・ 文化芸術を身近に感じている者が4割を超えており、多くの県民が文化芸術を身近に感じている。
- ・ 一方で、「どちらとも言えない」、「身近なものとは感じない」と回答した者の割合は5割を超えている。

問2 文化芸術で、身近に感じるものはどれか(複数回答)



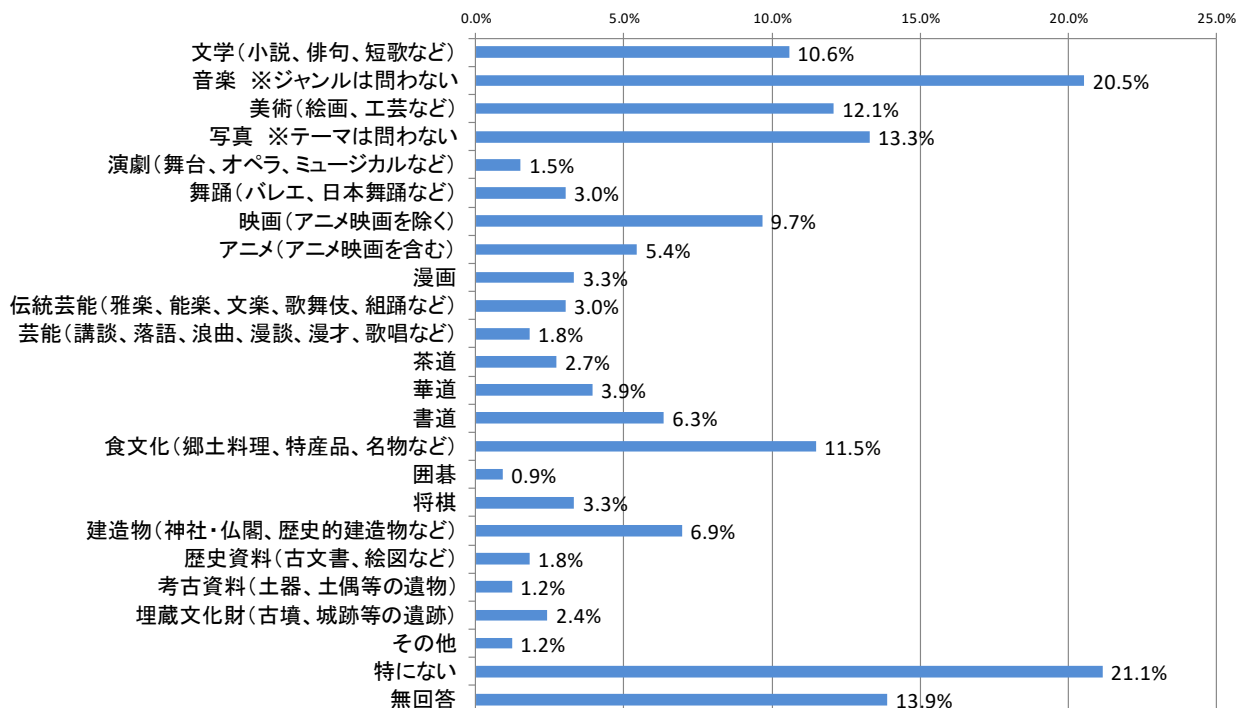
- ・ 文化芸術を身近に感じてる分野については、「音楽」を選択した者が69.8%と最も多く、次いで「映画(アニメ映画を除く)」が47.4%、「建造物(神社・仏閣、歴史的建造物など)」が42.0%と続いている。
- ・ 最も低かったのは、「囲碁」が4.5%で、次いで「将棋」が5.4%、「舞踊(バレエ、日本舞踊など)」が9.7%と続いている。
- ・ なお、3.3%の者が「特にない」と回答している。

問3-1 文化芸術に関してよく鑑賞する分野(複数回答)



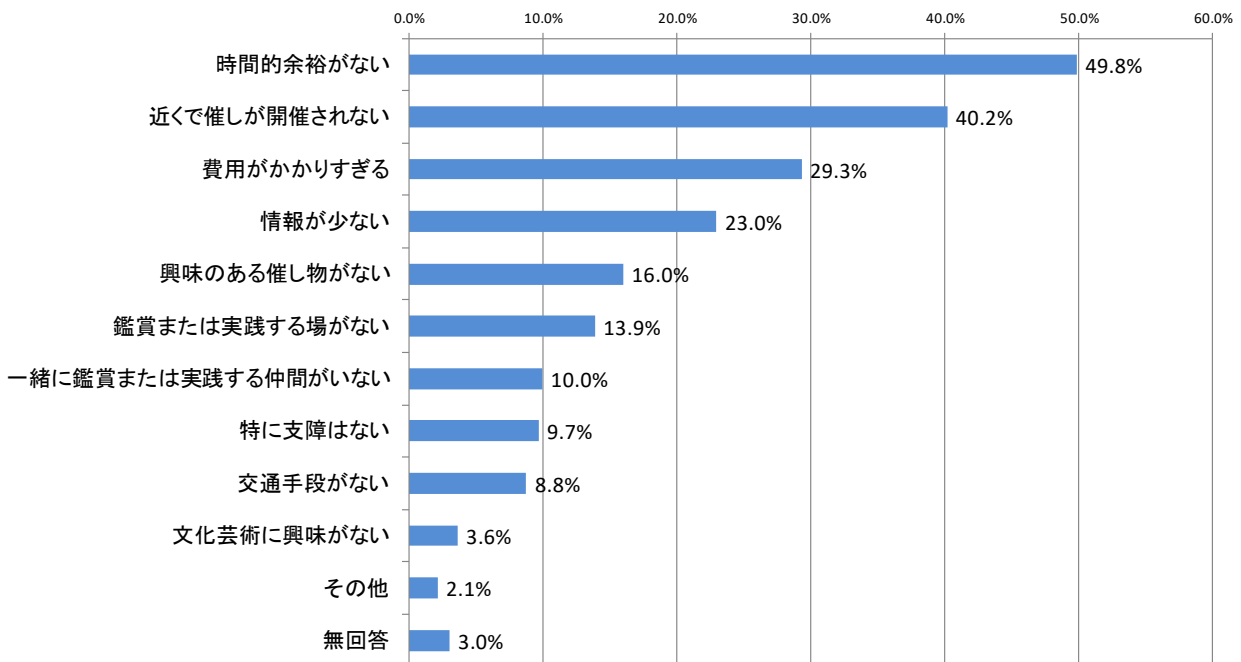
- よく鑑賞する分野については、「音楽」を選択した者が61.9%と最も多く、次いで「映画(アニメ映画を除く)」が39.6%、「文学」が31.1%と続いている。
- 最も低かったのは、「囲碁」が1.5%で、次いで「将棋」が2.7%、「舞踊(バレエ、日本舞踊など)」が3.6%と続いている。
- よく鑑賞している分野と身近に感じる分野は、ほぼ同一であることがわかる。

問3-2 文化芸術に関して実践している分野(複数回答)



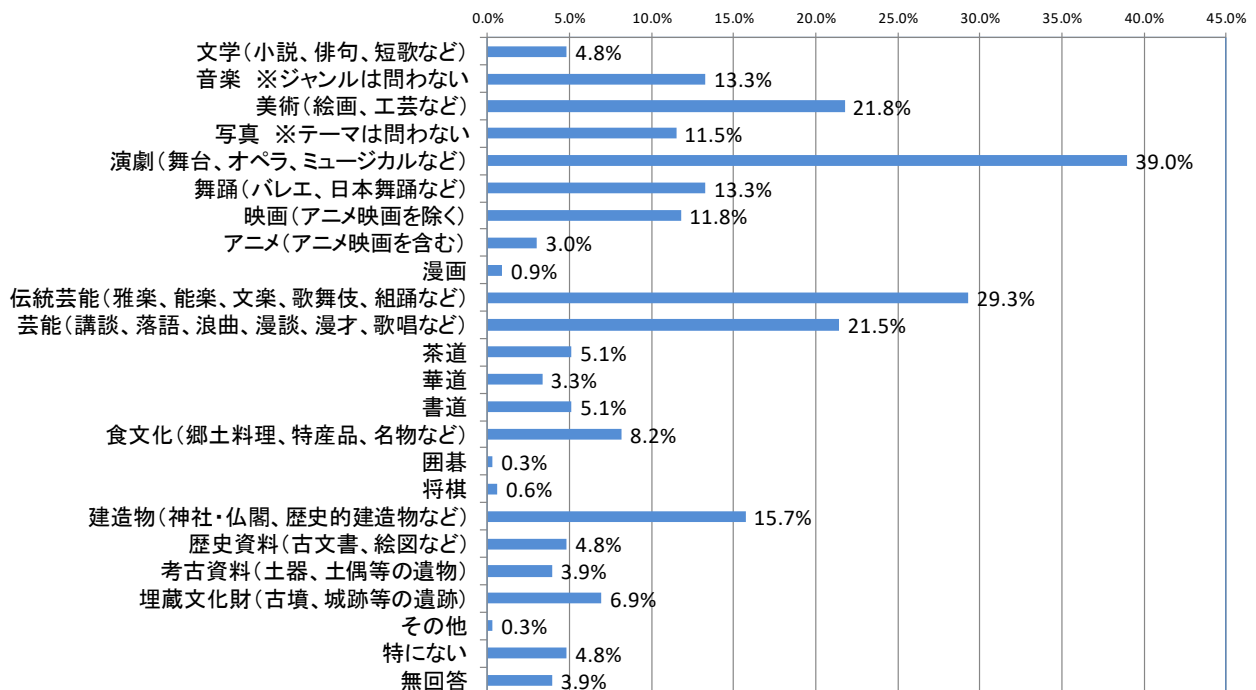
- 文化芸術に関して実践している分野については、「音楽」を選択した者が20.5%と最も多く、次いで、「写真」が13.3%、「美術」が12.1%と続いている。
- なお、最も多かったのは、「特にない」の21.1%で、鑑賞はするが実際に演じたり描いたりなど、実践はしていない者も多いと考えられる。

問4 文化芸術を鑑賞または実践する上で支障となることは何か（複数回答）



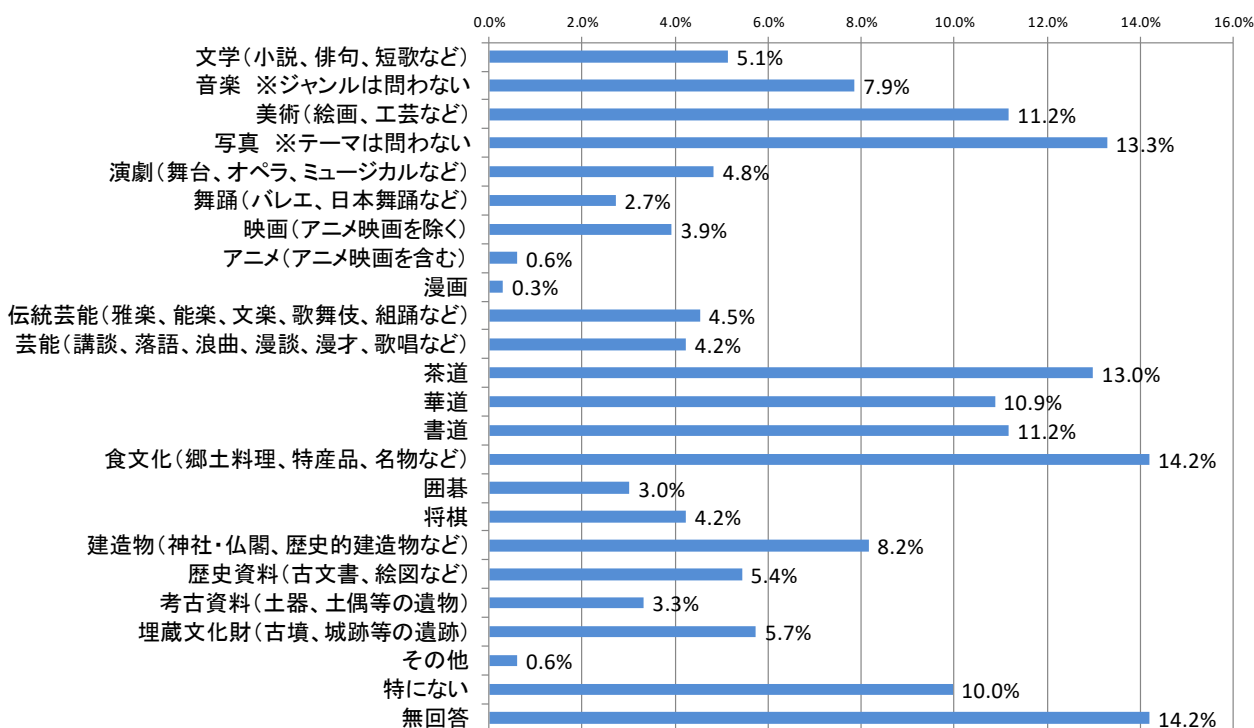
- ・ 文化芸術を鑑賞または実践する上で支障になることについては、「時間的余裕がない」を選択した者が49.8と最も多く、約半数が回答しており、次いで、「近くで催しが開催されない」が40.2%、「費用がかかりすぎる」が29.3%と続いている。
- ・ なお、「文化芸術に興味がない」と3.6%の者が選択している。

問5-1 機会があれば鑑賞してみたい分野（複数回答）



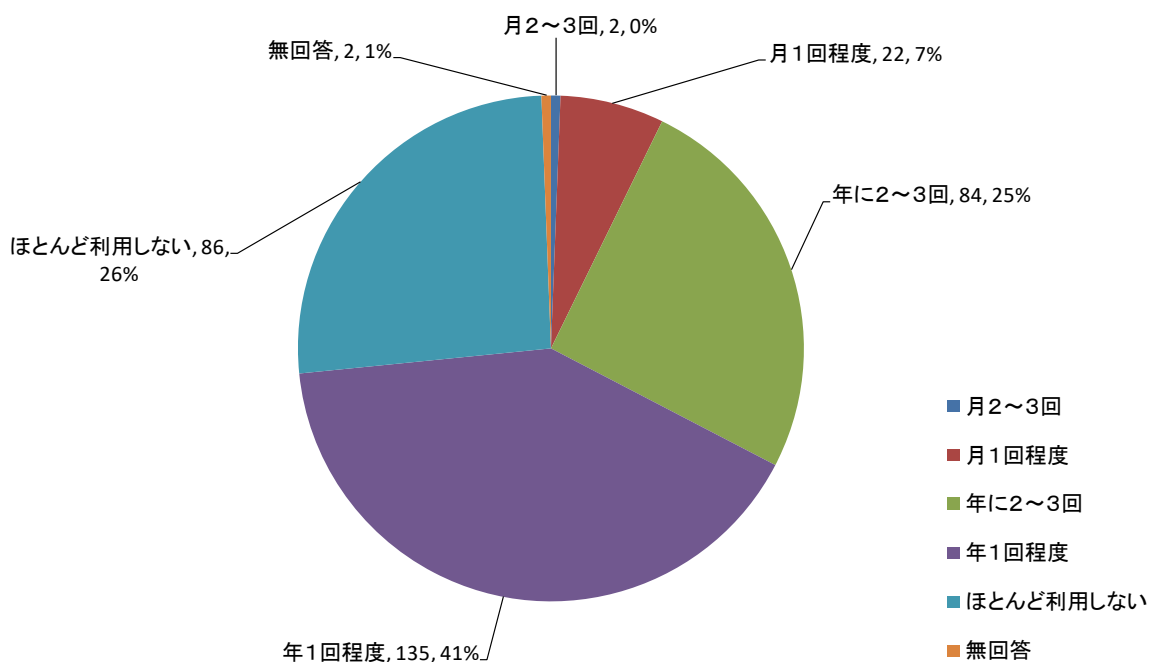
- ・ 機会があれば鑑賞してみたい分野については、「演劇」を選択した者が39.0%で最も多く、次いで、「伝統芸能」が29.3%、「美術」が21.8%と続いている。
- ・ 問3-1のよく鑑賞する分野とは異なっている。

問5-2 機会があれば実践してみたい分野(複数回答)



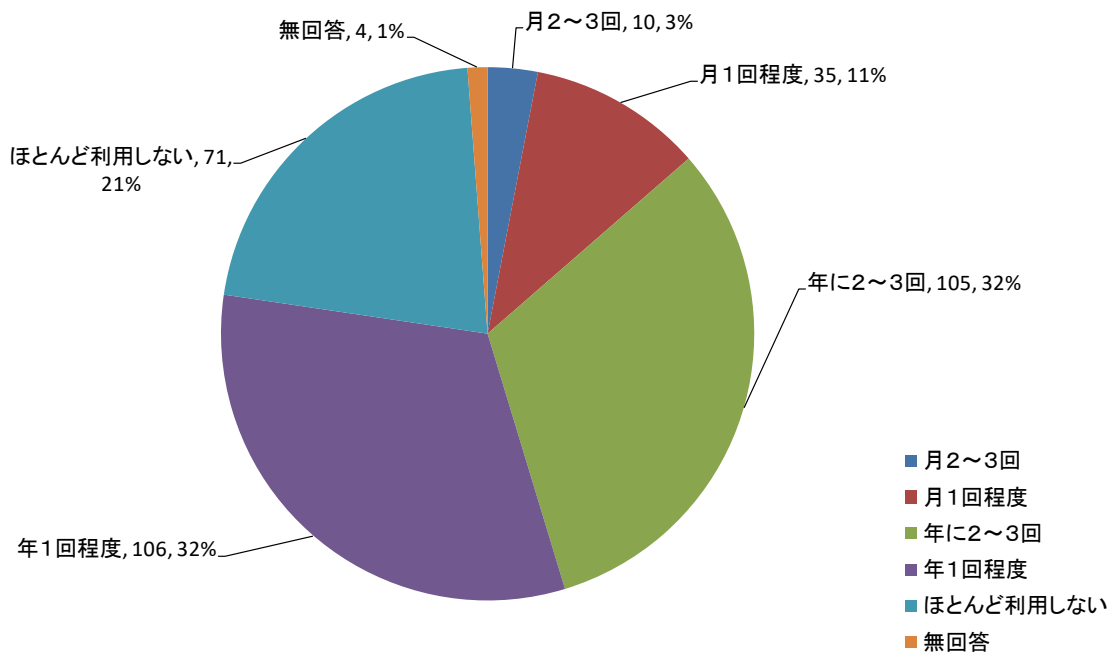
- ・ 機会があれば実践してみた分野については、「食文化」を選択した者が14.2%と最も多く、次いで、「写真」が13.3%、「茶道」が13.0%と続いている。
- ・ 問3-2の実際に実践している分野とは異なっている。

問6 県外の文化施設をどのくらい利用しているか



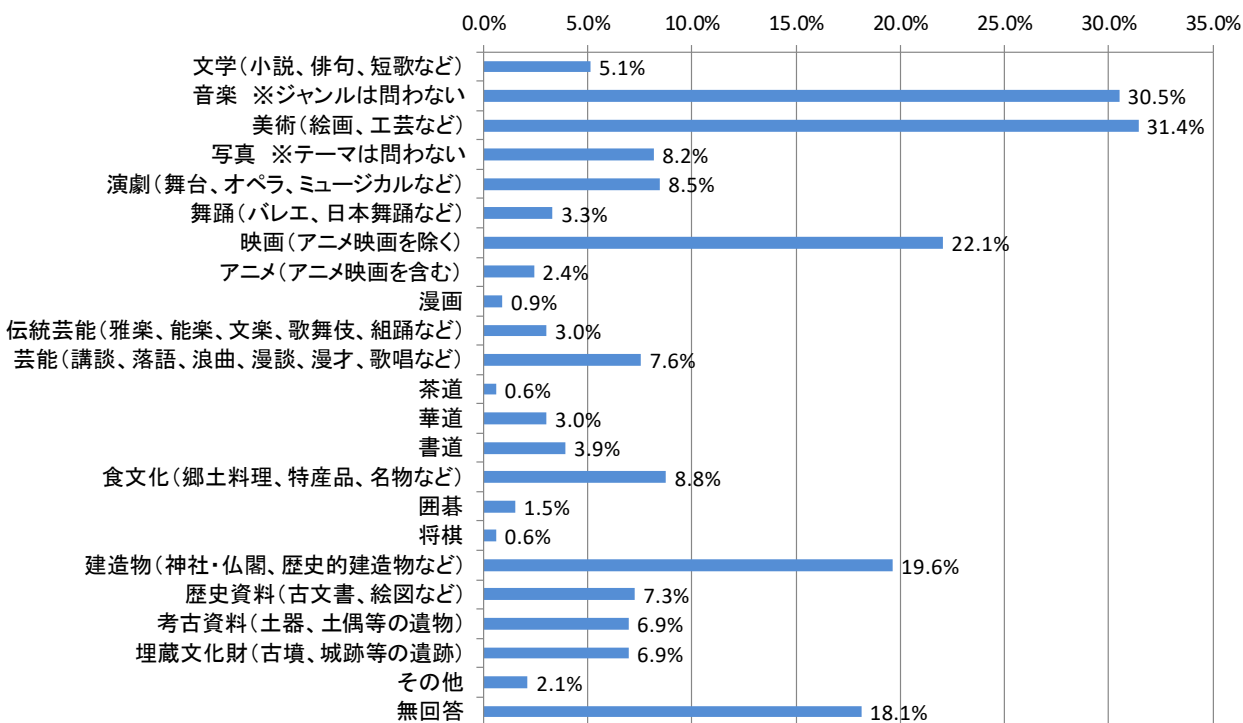
- ・ 県外の文化施設の利用頻度については、「年1回程度」と回答した者が40.8%と最も多く、次いで「ほとんど利用しない」が26.0%、「年に2~3回」が25.4%と続いている。
- ・ 「ほとんど利用しない」と回答した者は2割を超えている。

問7 県内の文化施設をどのくらい利用しているか



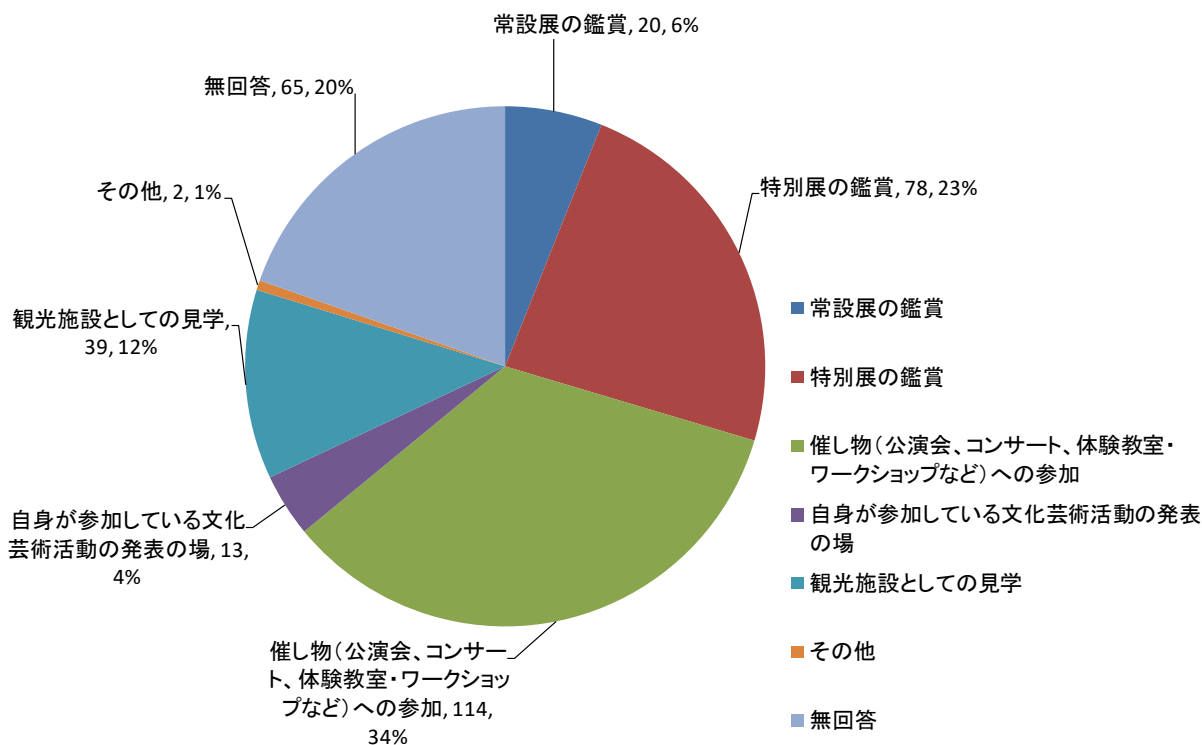
- ・ 県内の文化施設の利用頻度については、「年1回程度」と回答した者が32.0%と最も多く、次いで「年に2~3回」が31.7%、「ほとんど利用しない」が21.5%と続いている。
- ・ 「ほとんど利用しない」と回答した者は2割を超えている。

問8 文化施設を利用する際の文化芸術の分野(複数回答)



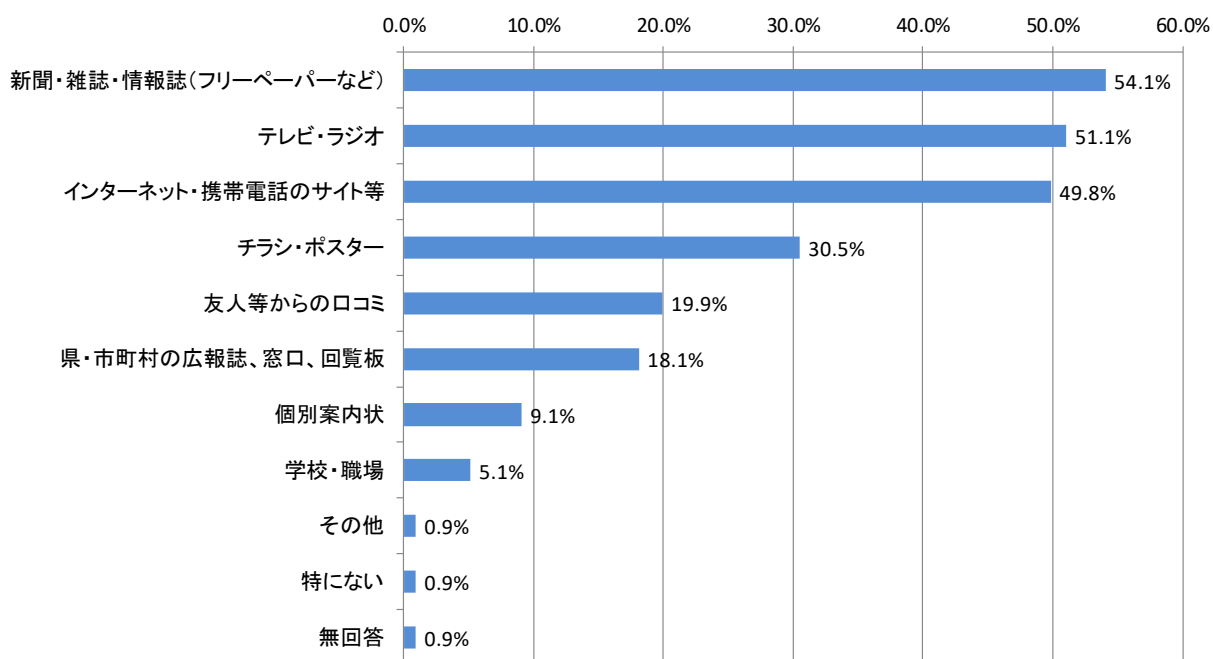
- ・ 文化施設を利用する際の文化芸術の分野については、「美術」を選択した者が31.4%と最も多く、次いで「音楽」が30.5%、「映画」が22.1%と続いている。
- ・ 最も低かったのは、「茶道」と「将棋」が0.6%で、次いで「漫画」が0.9%、「囲碁」が1.5%と続いている。

問9 文化施設を利用する主な目的・理由



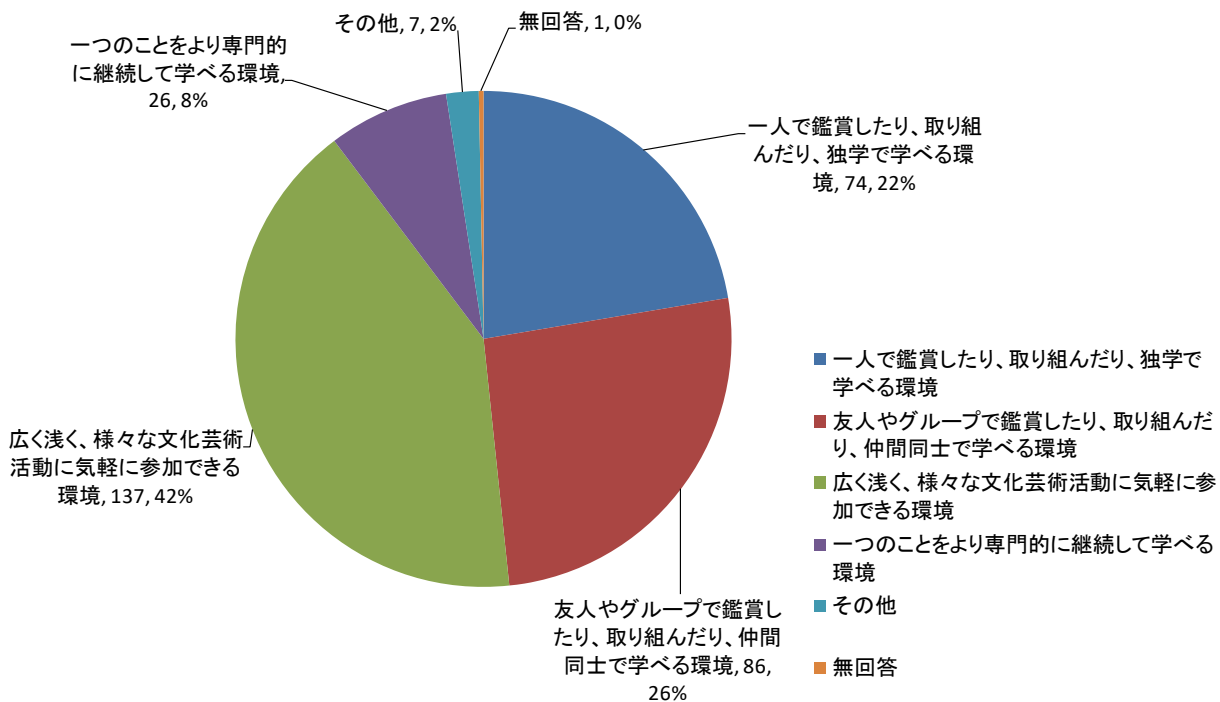
- ・ 文化施設を利用する主な目的・理由については、「催し物(公演会、コンサート等)」と回答した者が34.4%と最も多く、次いで「特別展の鑑賞」が23.6%、「観光施設としての見学」が11.8%と続いている。

問10 文化芸術の鑑賞または実践に関する情報をどのように入手しているか(3つまで)



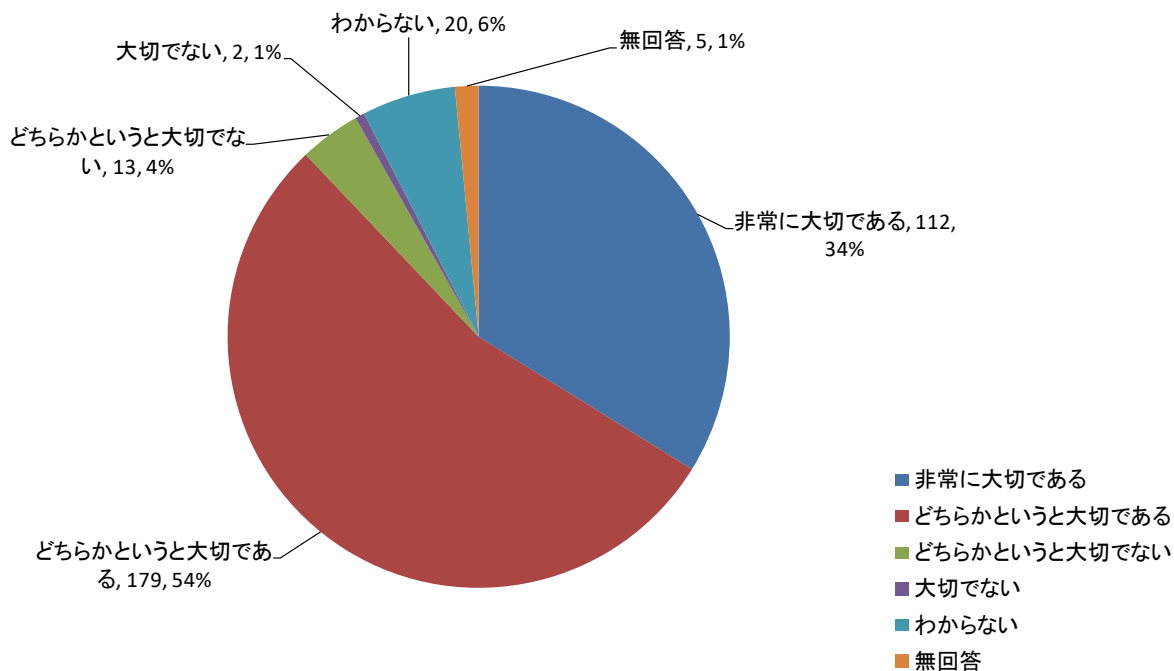
- ・ 文化芸術の鑑賞または実践に関する情報の入手については、「新聞・雑誌・情報誌」を選択した者が54.1%と最も多く、次いで「テレビ・ラジオ」が51.1%、「インターネット・携帯電話のサイト等」が49.8%と続いている。
- ・ 最も低かったのは、「学校・職場」が5.1%で、次いで「個別案内状」が9.1%と続いている。

問11 文化芸術を鑑賞または実践する場合、どのような環境を望むか



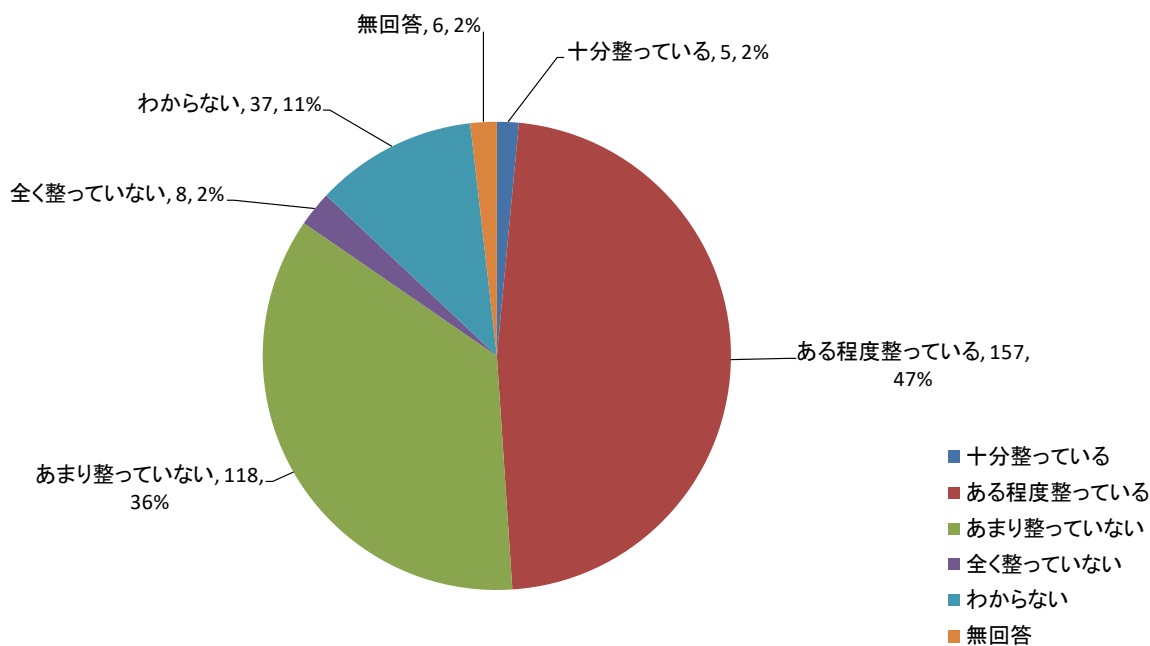
- ・ 文化芸術を鑑賞または実践する場合、どのような環境を望むかについては、「気軽に参加できる環境」と回答した者が41.4%と最も多く、次いで「仲間同士で学べる環境」が26.0%、「独学で学べる環境」が22.4%と続いている。
- ・ 「専門的に継続して学べる環境」は7.9%と低く、仲間あるいは一人で気軽に学ぶことができる環境が望まれている。
- ・ なお、「その他」では、子どもと一緒に参加できる環境を望む回答が複数あった。

問12 日常生活において文化芸術に触れたり、活動を行ったりすることは大切か



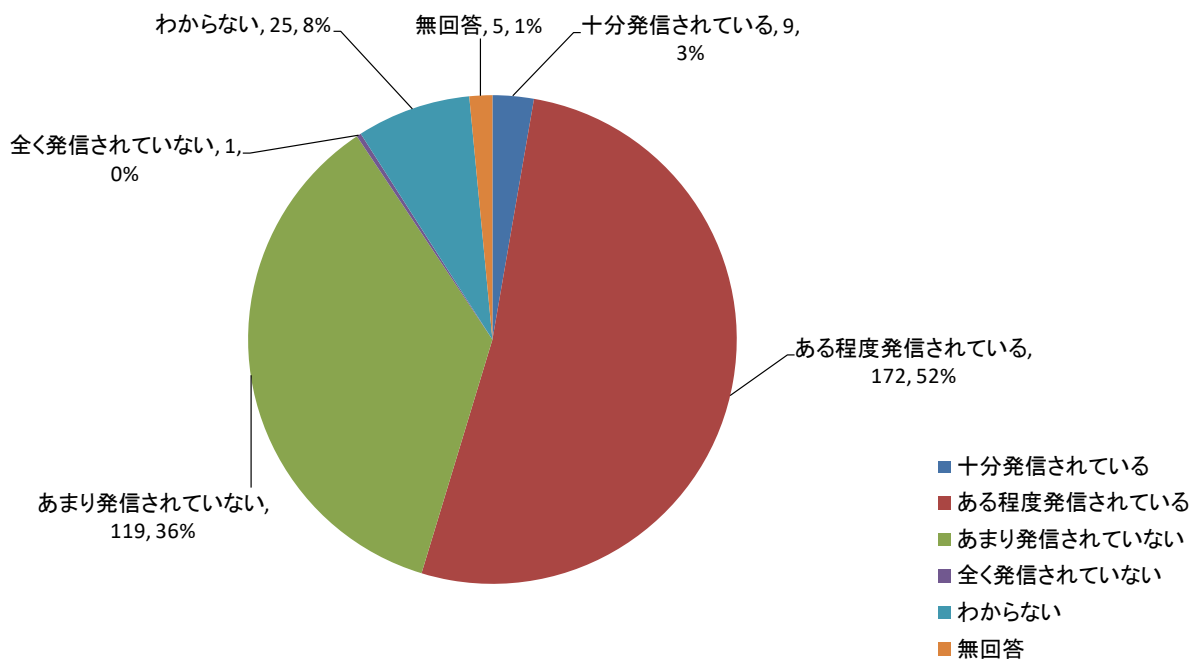
- ・ 日常生活で文化芸術に触れたり、活動を行ったりすることについて、「非常に大切」「どちらかという大切」と回答した者が87.9%と8割を超えている。

問13 文化芸術に親しむための環境が十分整っているか



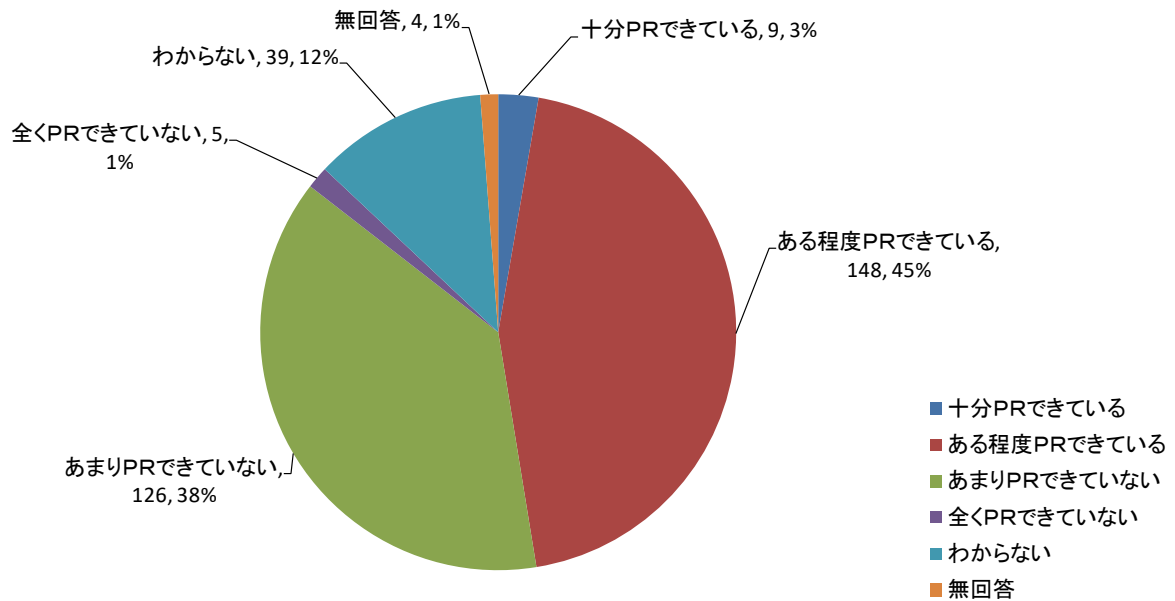
- 文化芸術に親しむための環境について、「十分整っている」、「ある程度整っている」と回答した者は48.9%と半数に近かったものの、「あまり整っていない」、「全く整っていない」が38.1%と4割近くが回答している。

問14 文化芸術に関する情報が十分発信されているか



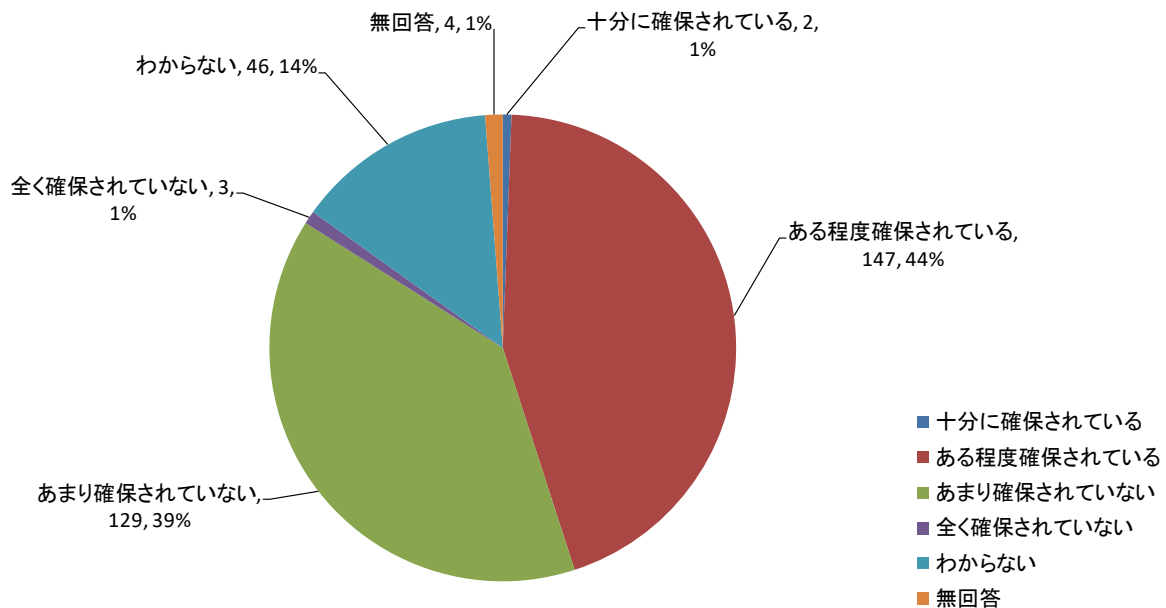
- 文化芸術に関する情報の発信について、「十分に発信されている」「ある程度発信されている」と回答した者は54.7%と半数を超えているものの、「あまり発信されていない」、「全く発信されていない」が36.3%と4割近くが回答している。

問15 県特有の食文化や伝統工芸、また地域の行事(お祭り)の魅力が県外に十分PRできているか



- ・ 県特有の食文化や伝統工芸、地域の行事の魅力が県外にPRできているかについて、「十分PRできている」、「ある程度PRできている」と回答した者は47.4%と5割近くいるものの、「あまりPRできていない」、「全くPRできていない」が39.6%と4割近くが回答している。

問16 子どもたちが生活の中で、文化芸術に触れたり、活動を行ったりする機会が十分に確保されているか



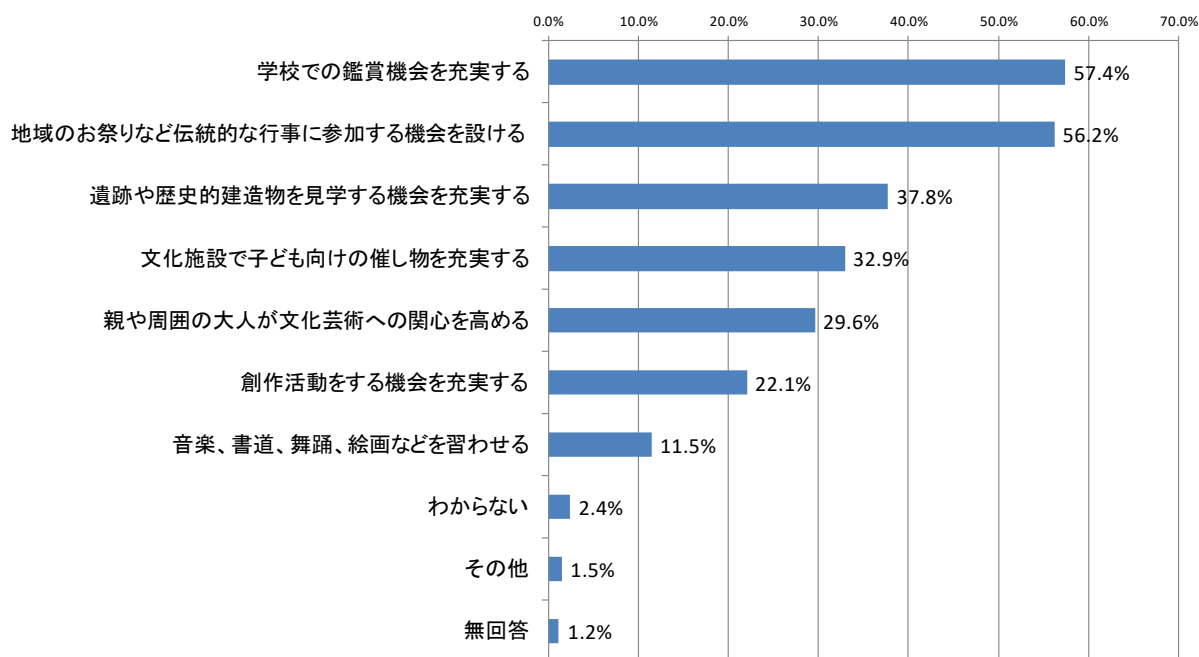
- ・ 子どもたちが生活の中で、文化芸術に触れたり、活動を行ったりする機会が十分に確保されているかについて、「十分確保されている」、「ある程度確保されている」と回答した者は45.0%と5割近くいるものの、「あまり確保されていない」、「全く確保されていない」が39.9%と4割近くが回答している。

問17 国内外に誇れる山梨県の文化芸術を代表するものとしてイメージするもの(自由記述)

○ 県立美術館	○ お神楽
○ ミレーの絵	○ お祭り
○ 武田信玄	○ 伝統行事
○ 信玄公祭り	○ 食文化
○ 富士山	○ 食文化(ほうとう、水、とりもつ等)
○ 富士山(火祭り、富士五湖、文化遺産等)	○ ワイン
○ 富士講	○ 酒
○ 北口本宮富士浅間神社	○ 農産物
○ 忍野八海	○ ぶどう、もも
○ 印伝	○ 神社、仏閣
○ 印章技術	○ 歴史的建造物が多い
○ 貴金属加工(水晶)	○ 歴史
○ 装飾	○ 各地域にある古典芸能、お祭り
○ 織物	○ 清里フィールドバレエ
○ 地域産業	○ 和太鼓
○ 漫画	○ 林真理子、田中泯、レミオロメン
○ 自然	○ 特にない、思い浮かばない、わからない

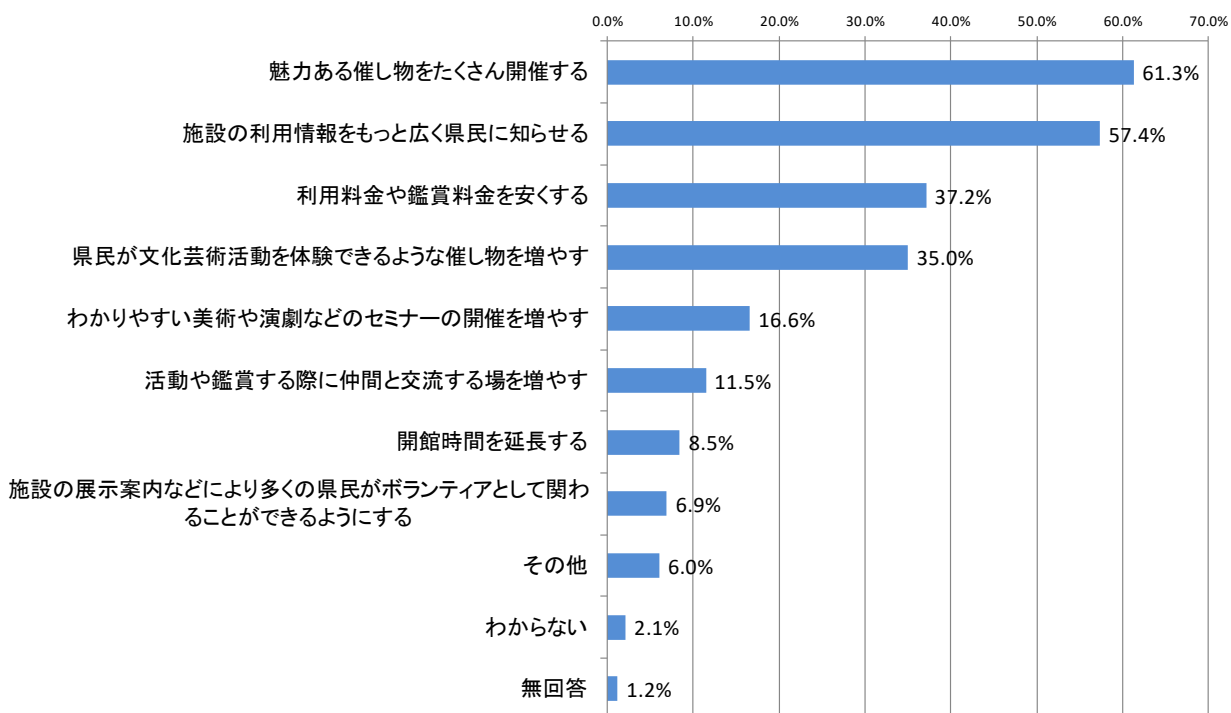
- ・ 国内外に誇れる山梨県の文化芸術を代表するもので最も多かった回答は、県立美術館、ミレーの絵であった。
- ・ 次いで富士山であったが、「特にない」「わからない」「思い浮かばない」「思いつかない」といった回答も複数あった。

問18 子どもたちがこれまで以上に文化芸術に触れたり、活動を行ったりするためにはどのような取り組みが必要か(3つまで)



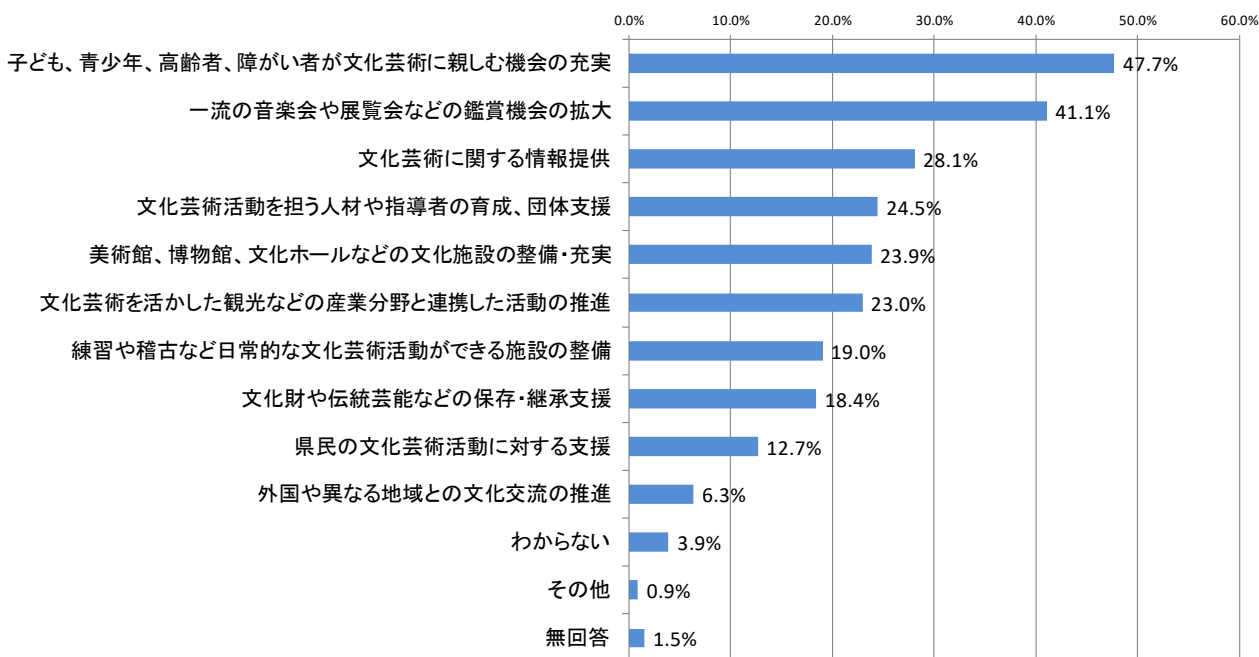
- ・ 子どもたちがこれまで以上に文化芸術に触れたり活動を行ったりするための取り組みとして最も多かったのが「学校での鑑賞機会を充実する」が57.4%で、次いで「地域のお祭りなど伝統的な行事に参加する機会を設ける」が56.2%、「遺跡や歴史的建造物を見学する機会を充実する」が37.8%と続いている。

問19 県の文化施設を利用しやすくするためにどのような取り組みが必要か(3つまで)



- ・ 県の文化施設を利用しやすくするために必要な取り組みとして最も多かったのが「魅力ある催し物をたくさん開催する」が61.3%で、次いで「施設の利用情報をもっと広く県民に知らせる」が57.4%、「利用料金や鑑賞料金を安くする」が37.2%と続いている。

問20 山梨県の文化芸術を振興させるために、どのようなことが大切か(3つまで)



- ・ 県の文化芸術を振興させるために大切なこととして最も多かったのが「子ども、青少年、高齢者、障がい者が文化芸術に親しむ機会の充実」が47.7%で、次いで「一流の音楽会や展覧会などの鑑賞機会の拡大」が41.1%、「文化芸術に関する情報提供」が28.1%と続いている。

アンケート結果(自由記述)

問21 山梨県の文化芸術を観光振興や地域活性化に生かすために、どのような取り組みが必要か

(抜粋)

- 公共の交通機関の運行時間の拡大
- 文化財までの交通手段等の利便性をはかる。
- 山梨県は何にしるPRが弱いと感じています。
- 知らない文化もあるので、どの年代でも興味が持てるように身近に感じてもらえる魅力のある取組が必要だと思います。
- 山梨県は、他のどの県よりも観光資源に恵まれていると思う。他県の人から見ると観光立国である。でもやり過ぎて、価格が高すぎるという言葉をよく耳にする。手軽に触れることができない文化は、繁栄しないし、守っていきません。皆に愛されるには、知ってもらわなければなりません。
- 文化芸術に触れる機会を学校や地域で増やして欲しいです。
- 文化財や伝統芸能など、もっと気軽に鑑賞できたり、体験できる機会を増やしてほしい。
- 施設整備よりも交通の面(バス等)・利用できるように。県内の里山や食文化・おまつりなど他県にない場所や良さがあるのもっと生かしてほしいと思います。
- だれもが訪れやすい施設の場所、交通手段をととのえるなどの基礎的条件の整備
- もう少し山梨のテーマをきめてそれに元づいて地区のつながりをもって活動をしていく。
水とか空気・空・光・緑。具体的に目からとか目とか感じてもらう。
- 伝統文化の伝承。若手の育成(文化芸術に携る人、作家等)
- 山梨のオプションツアーみたいにバスやタクシーを使った芸術観光ツアーを企画する。
- これまで山梨県の文化芸術について考えたことがなく今回考えてみましたが答えが見つかりませんでした。

問22 山梨県の文化財を保存・活用するためにどのような取り組みが必要か

(抜粋)

- 子どもたちが県の文化財を広く知るために学校教育の中でも、それらに触れる機会を設定していく。
- 観光マップを充実化した方が良い。例えば、塩山の裂石の場所が全く分かりにくいし、行った事がある県民は本当に少ないと思う。日本最古の雲峰寺の日の丸なども芸能人がお忍びで来る事もあると聞いているが、観光客は殆どいない。全体的に情報配信が少な過ぎる。
- 文化財を広く知ってもらうための広報活動を充実させる。
- 文化財をライトアップやプロジェクションマッピングを使うなど、新旧の融合。
- 子供の時から文化財の大切さを知ることによって、伝承者、案内者を育成していくこと。
- 文化財の標識を大きくするとともに道路に経路の案内板を設置したりする。
- 地元の伝統芸能を他所の視点から評価されることにより、地元の方の意識改革(「この伝統を大事にしよう。」という意識)につながると思う。埋もれつつある伝統芸能の時代背景やどんなところが良いのか具体的に、且つ、積極的に紹介する。また、その反響を地元の方にフィードバックすることで、存続の意義などを再認識できるのではないか。
- 山梨に移住して感ずることは、各地域とも地域に残る文化財保全意識が極めて低い。
移住者の意見は届かず残念です。
- 文化財を案内するマップの作成。内容がわかる資料の整備。伝承者の育成。
- アプリの開発: 位置情報から、ここから近い文化財が地図上ですぐわかり、写真、行き方など多言語で表示可能。レビューも掲載して、「せっかく来たから観てみよう」という気持ちになっていただく。
- そもそも県内の人達の中で文化財の存在を明確にわかっている人がどのくらいいるのだろうか？
まず県内へのアピールを標識やメディアへの宣伝を通じて行なってほしい。

問23 山梨県の文化芸術と産業が連携し、ともに発展していくためにどのような取り組みが必要か

(抜粋)

- 若者中心の文化振興に転換する。
- 文化芸術と伝統工芸が体験できる観光コースを設定し、紹介する。
- これからの山梨を支えて行く若い方の意見やアイデアを尊重し、取り上げて行く。
既成の概念を良い方向に向けることも良いかと思えます。
- 伝統工芸品と何らかのコラボレーション製品の開発等、若者や外国人にも受け入れやすいものを
考案し、発信する事も必要かと思えます。
- 美術館・文学館など特別展の入場料をもう少し安くしてほしい。(山梨県民だけでも)
- 今すぐにとはいかず時間のかかることですが、子供たちに良き郷土愛を醸成させる努力をしていく
ことでしょうね。
- 伝統工芸など受け継ぐ人が受け継いで行ける経済基盤を整える。地場産業などについては地産
地消を進めて地域で支援していく態勢を整える。
- 文化芸術と伝統工芸が体験できる観光コースを設定し国内外に紹介する。
- 山梨大学にワイン学科が出来たように、他の県内大学にも専門コース的なものを新設したり、産
学共同で新商品を開発していく。
- 観光コースを設定し、国内外に紹介する事も重要だと思えますが県民も身障者も気軽に参加でき
る商品も必要だと思う。
- 今の時代には、SNSなどを活用した情報発信が最も有効な手段と思えます。ただし、商業主義が
勝り、利害関係が絡むと、文化芸術は荒廃すると考えているので、産業と文化芸術は相容れない
と思っています。
- 伝統工芸や地場産業に従事している方が高齢化している為に若者が引き継ぐ様な対策を取りた
い。

問24 山梨県の文化芸術の推進をこれまで以上に進めていくために考えていること、意見・要望等

(抜粋)

- 子どもの頃から文化芸術に触れていくことが大切。年に一度程度学校において芸術鑑賞教室が
実施されるが、地域でももっと子どもたちが文化芸術に触れる機会を増やしてほしい。
そのためには、料金も低くしてほしい。
- 県外の観光地の推進内容をもっと手本にした方が良い。お客様が来ても、接待で連れて行きやす
い環境が無いし、行きたいとも言われないのは知名度不足なだけ。文化芸術のハードもソフトも充
分に現状あると思う。
- 甲府市でのイベントが多いので、もっと身近に参加出来るように地元でのイベント等を開催すれば
たくさんの人に興味を持ってもらえると思えます。
- 特定の場所にのみ文化や芸術があるのではなく、身近な生活の中にもにじみ出てくるような取り組
みができるが良い。街全体が芸術性を持つようなことができないでしょうか。家並み、看板、標識、
道路、広告など、もう一度ゼロから見直してみることも必要ではないかと思うのですが。
- 私自信、文化芸術に興味がないので考えがない。私みたいに興味がない人にいかに興味を持ち、
足を運び見たいか、習いたいかPRなど必要です。子供、大人、誰でも参加できどの地域の人でも
参加、体験できる体制があるといいと思う。
- 地産地消型の文化芸術を推進していったらどうか。まず県民が地元で楽しむことが優先と考えま
す。
- 県内を数ブロックに別けて伝統工芸あるいは文化・芸術等をロードマップ方式で記載してみたらど
うかと思えます。
- 文化芸術という何か特別視してしまっているように思えます。幼い頃から身近なものとしてとらえら
れるような環境、教育が必要に思えます。

2 山梨県文化芸術基本条例

平成30年12月25日公布・施行

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 文化芸術の振興等に関する基本的施策（第九条―第二十四条）

第三章 推進体制等（第二十五条・第二十六条）

附則

文化芸術は、人々の高度な精神活動の産物であり、文化芸術活動は、人が自己の可能性を最大限に発揮して自分らしく豊かに生きるために極めて大切なものといえる。

また、異なる価値観を持つ個人から成る多様な社会において、文化芸術は、人々の相互理解をもたらし、人と人とをつなぐ架け橋となり、和やかで潤いのある社会生活を実現するために重要なよりどころとなるものである。

私たちが暮らす山梨県は、富士山、八ヶ岳、南アルプスなどの山々と恵み豊かな森林を擁し、自然が織りなす四季折々の風景の移り変わりの中、悠久の歴史を紡いできた。

私たちの先人は、急峻な地形にみられる山岳県としての地理的特性や、寒暖差が大きい内陸性の気候などの厳しい環境条件を勤勉さと独創性によって克服し、生業を営み、ワイン産業、水晶宝飾産業、織物産業その他の地域産業を興し、たくましく山梨に息づいてきた。本県が誇る果樹農業は人々の暮らしに潤いを与える文化的景観を創り出し、山梨の風土と人々の営為とが相まって、貴重な文化財や地域に根ざした伝統文化など本県特有の文化芸術が生まれ、今に至るまで脈々と受け継がれてきている。

近代以後、本県は交通網の整備とともに大きく発展を遂げてきた。明治期における中央線の開通、昭和期における中央自動車道の開通は、人々の動きを変え、産業構造を変革し、県民の意識や行動にも影響を与えずにはおかなかった。

このような潮流の中、リニア中央新幹線は、二十一世紀にふさわしい新たな国土軸として人々のグローバルな交流を飛躍的に拡大させ、山梨の文化芸術の魅力を広く国内外へ発信する好機や、文化芸術そのものが更なる進歩発展を遂げる契機をもたらすものと期待されている。

本県を取り巻くこのような状況を踏まえ、今こそ私たちは、山梨の優れた文化芸術の更なる高みを目指して邁進し、全ての県民が心豊かな生涯を過ごすことができる活力にあふれた地域社会を作り上げていく必要がある。

私たち山梨県民は、ここに、先人たちが創り上げ、守り、伝えてきた山梨の文化芸術に誇りを持ち、その更なる発展のために自らも一翼を担い、これをかけがえのない資産として次代に継承するとともに、県民誰もが等しく文化芸術を享受することができる、文化的な品格に満ちた山梨県を実現することを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文化芸術の振興及び文化芸術により生み出される価値の活用（以下「文化芸術の振興等」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化芸術の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現並びに県経済の活性化に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術の振興等は、県民が文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）の主体であるという認識の下に、その自主性が十分に尊重されることを旨として行われなければならない。

2 文化芸術の振興等は、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重され、その能力が十分に発揮されることを旨として行われなければならない。

3 文化芸術の振興等は、文化芸術を創造し、及び享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民がその年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境を整備することを旨として行われなければならない。

4 文化芸術の振興等は、文化芸術の多様性が尊重されるとともに、その多様性に応じた保護及び発展が図られることを旨として行われなければならない。

5 文化芸術の振興等は、文化芸術に対する県民の関心と理解が深められること、県民が本県の自然、歴史及び風土に培われてきた特色ある文化芸術（以下「山梨の文化芸術」という。）に誇りと愛着を持つことができるようにすること並びに県民の他の地域の文化芸術を尊重する心の涵養が図られることを旨として行われなければならない。

6 文化芸術の振興等は、山梨の文化芸術の魅力が広く国内外へ有効に発信されるとともに、文化芸術を通じて人々の活発な交流が図られることを旨として行われなければならない。

7 文化芸術の振興等に当たっては、県民、文化芸術活動を行う者及び団体（第五条及び第二十二条において「文化芸術団体等」という。）、事業者、学校等（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、児童福祉施設等をいう。）を設置し、又は管理する者

(第七条において「学校等の設置者等」という。)、市町村並びに県の連携及び協力が図られるよう配慮されなければならない。

8 文化芸術の振興等に当たっては、文化芸術により生み出される多様な価値を地域の活力の向上及び経済の活性化に生かすことを旨として、文化芸術の固有の意義及び価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、環境その他の分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術の振興等は、山梨の文化芸術が、県民共通の資産として生まれ、後世に引き継がれることを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術の振興等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の役割)

第四条 県民は、基本理念にのっとり、文化芸術についての関心と理解を深めるとともに、自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(文化芸術団体等の役割)

第五条 文化芸術団体等は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、文化芸術についての関心と理解を深めるとともに、その事業活動における文化芸術活動への参画又は支援を通じて、文化芸術の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(学校等の設置者等の役割)

第七条 学校等の設置者等は、基本理念にのっとり、子どもが感性を磨き、及び創造力を豊かなものにすることができるとともに、山梨の文化芸術に誇りと愛着を持つことができるよう、文化芸術に親しむことができる機会の充実に努めるものとする。

(市町村との連携等)

第八条 県は、市町村が地域の文化芸術の振興等において果たす役割の重要性に鑑み、文化芸術の振興等に関する施策の実施に当たっては、市町村との連携を図るとともに、市町村が行う文化芸術の振興等に関する施策について、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第二章 文化芸術の振興等に関する基本的施策

(芸術の振興)

第九条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十条 県は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（第十二条において「伝統芸能」という。）及び県民によって行われる民俗的な芸能（同条において「民俗芸能」という。）を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興及び国民娯楽の普及)

第十一条 県は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能等の継承及び発展)

第十二条 県は、伝統芸能及び民俗芸能（以下この条において「伝統芸能等」という。）並びに年中行事の継承及び発展を図るため、伝統芸能等の公演等への支援、年中行事に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下この条において「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(山梨の文化芸術の保護、継承及び発展)

第十四条 県は、地域住民の生活の中で受け継がれてきた郷土食等の食文化、地域の固有の歴史、風土等を色濃く反映した祭礼、伝統的な技術又は技法等により創造され、県民の生活の中で育まれてきた伝統工芸等の文化的資産としての重要性に鑑み、山梨の文化芸術の保護、継承及び発展を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の担い手の育成及び確保等)

第十五条 県は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、文化芸術の継承のための活動を行う者、文化芸術活動の指導を行う者、文化芸術活動の企画又は制作を行う者、文化施設の

管理及び運営を行う者その他の文化芸術の担い手の育成及び確保を図るため、研修への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、前項に規定する文化芸術の担い手が行う文化芸術活動その他の活動を支援するため、文化芸術に関するボランティアの活動の促進を図るものとする。

(文化芸術に対する理解の醸成等)

第十六条 県は、県民が文化芸術についての関心と理解を深めるとともに、生涯にわたり文化芸術活動にその能力を十分に発揮できるよう、文化芸術に関する学習の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(子どもの感性及び創造力の育成等)

第十七条 県は、次代の文化芸術の担い手となり得る子どもが感性を磨き、及び創造力を豊かなものにすることができるとともに、山梨の文化芸術に誇りと愛着を持つことができるよう、乳幼児期から文化芸術に親しむことができる機会の提供、学校教育における文化芸術に関する教育活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の文化芸術活動の機会の充実等)

第十八条 県は、広く県民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化芸術に関する情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、県民が障害の有無等にかかわらず等しく、文化芸術を創造し、又は享受することができる機会を確保することの重要性に鑑み、障害者等（障害者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。以下この項において同じ。）が行う文化芸術活動の充実を図るため、障害者等の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 3 県は、豊富な知識と経験を有する高齢者が文化芸術の重要な担い手であることに鑑み、高齢者が行う文化芸術活動の充実を図るため、高齢者が文化芸術活動において活躍できる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 4 県は、次代を担う青少年が文化芸術の継承及び発展において果たすべき重要な役割に鑑み、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化施設等の機能の充実及び活用の促進)

第十九条 県は、劇場、音楽堂、美術館、博物館、図書館、公民館その他の文化芸術に関する施設の機能の充実及び活用の促進を図るため、自らの設置に係る施設の整備に努めると

ともに、公演、展示等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の活用による地域の活力の向上)

第二十条 県は、文化芸術の活用による地域の活力の向上を図るため、地域住民が主体となって取り組む文化芸術を生かしたまちづくりその他の活動の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の活用による経済の活性化)

第二十一条 県は、文化芸術の活用による県経済の活性化を図るため、事業者が行う文化芸術を生かした事業活動への支援その他の産業の振興、観光の振興等に資する施策を講ずるものとする。

(文化芸術による交流の推進)

第二十二条 県は、文化芸術団体等、事業者、文化芸術に係る交流の促進に資する活動を行う団体その他の関係機関等と連携し、文化芸術に関する情報を国内外に発信するとともに、文化芸術を通じた地域間の交流、国際交流等の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(表彰)

第二十三条 県は、県民が自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて文化芸術の振興等に積極的に取り組む社会的気運が醸成されるよう、文化芸術の振興等に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うものとする。

(文化芸術推進月間)

第二十四条 県民の間に広く文化芸術についての関心と理解を深めるとともに、文化芸術の振興等に積極的に取り組む意欲を高めるため、文化芸術推進月間を設ける。

2 文化芸術推進月間は、十一月とする。

3 県は、文化芸術推進月間において、その趣旨にふさわしい事業を行うよう努めるとともに、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励するものとする。

第三章 推進体制等

(基本計画)

第二十五条 知事は、文化芸術の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興等に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 文化芸術の振興等に関する施策を推進するための方針

二 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備等)

第二十六条 県は、文化芸術の振興等に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

- 2 県は、文化芸術の振興等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 山梨県文化芸術推進会議開催要綱

(会議開催)

第1条 本県の文化芸術の振興等に当たり、有識者等から幅広く意見を聴くため、山梨県文化芸術推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

(聴取事項)

第2条 推進会議は次の各号に掲げる事項について、専門的な意見を聴取する。

- (1) 文化芸術の振興等に関する基本計画の策定及び基本計画に基づく施策の実施に関する事項
- (2) その他文化芸術の振興等に関する必要な事項

(構成員)

第3条 推進会議は、文化芸術活動を行う者及び団体、事業者、学校、市町村等から、県民生活部長が依頼する委員をもって構成する。

(会議)

第4条 推進会議は、県民生活部長が招集する。

- 2 県民生活部長が座長を指名し、座長が会議を進行する。
- 3 推進会議は必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、県民生活部生涯学習文化課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は県民生活部長が定める。

附則

この要綱は、令和元年7月8日から施行する。

4 山梨県文化芸術推進会議委員

No.	氏 名	所 属 等
1	天野 茂仁	笹子追分人形保存会 会長
2	飯島 泉	甲州市教育委員会 文化財課長
3	飯野 一朗	東京藝術大学名誉教授 山梨県立宝石美術専門学校 校長
4	家安 香	デザインディレクター Edelkoort East株式会社 代表取締役
5	大橋 洋之	山梨県書道会 理事長 山梨県芸術文化協会 展示部会 副部長
6	坂本 泉	アーティスト・イン・レジデンス山梨 代表
7	関岡 真	(公社)日本アマチュアオーケストラ連盟 副理事長
8	瀬端 淳一郎	山梨学院小学校 校長
9	丹沢 良治	甲府商工会議所 副会頭
10	団野 雅子	障害者アート支援
11	中島 浩史	(株)JTB 甲府支店 観光開発プロデューサー
12	中村 修	富士山吉田口旅館組合 組合長
13	中村 拓郎	富士河口湖町教育委員会 生涯学習課長
14	中山 誠二	南アルプス市ふるさと文化伝承館 館長
15	林 真理子	作家
16	望月 純吉	劇団文学座 演出家 城西国際大学 メディア学部 メディア情報学科 准教授
17	山田 邦明	(公社)やまなし観光推進機構 観光地域づくり支援部 部長
18	山本 接三	内船歌舞伎保存会 会長

五十音順・敬称略